

第五回國會議衆院水産委員會會議錄第二十一号

昭和二十四年九月五日(月曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 石原 國吉君

理事 小高 薫郎君 理事 鈴木 善幸君

理事 玉置 信一君 理事 松田 鐵藏君

理事 林 好次君 理事 砂間 一良君

川村 善八郎君 田口 長治郎君

富永 格五郎君 夏堀 源三郎君

長谷川 四郎君 奥村 文十郎君

委員外の出席者

水産廳長官 飯山 太平君

農林事務官 松元 威雄君

専門員 小安 正三君

専門員 齋藤 一郎君

五月三十一日

漁業法案

漁業法施行法案

水産物生産増強に関する件

の閉会中審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

派遣委員の調査報告に関する件

漁業法案

漁業法施行法案

○石原委員長 これより會議を開きま

す。

本日は電報等でお呼び立てをいたしまして、御繁多の折から御予定もあつたことと思ひますので、まことに恐縮であります。実は第五國會で継続審議を決定されました漁業法案、この漁業法案の現地懇談会につきましては、御承知のように四國、九州、瀬戸内海班を、この班長は玉木信一君を煩わし

まして六月十八日より二十七日まで十日間、日本海班は班長川村善八郎君を煩わしまして、六月十七日より二十五日まで九日間、太平洋班は班長富永格五郎君を煩わしまして、七月一日より七月八日まで八日間、北海道班、班長鈴木善幸君を煩わしまして、七月二十日より八月五日まで十七日間、各班とも終了をいたしました次第であります。なおこのほかに地方的要求をいたしまして、瀬戸内海より紀伊水道を除外せよという要求に対する現地調査の件、それから佐渡の漁業状態を現地調査せよという要望に関する件、それから静岡縣の静浦一帯を、狩野川の排水のため

に漁場が全滅するというおそれがあるから、これを現地調査をせよというこの三つの要求があるのであります。これは責任上一應現地調査をする必要があると認めておるのであります。が、これだけは未了になつておる次第であります。

以上四つの班長よりそれぞれ調査の報告があるはずであります。この調査班は各班とも一班三人、十日間合計百二十日間と限定されたのであります。実際は計算しますと百六十八日余を費しておるのであります。またこれはほんとうの現地調査をした日数でありまして、そのほかに郷里より現地までの往復等は通算されておらぬのであります。これらを計算しますと、予定のほとんど倍に近い日数を要したのであります。このことはこの問題がいかに重大であるかということ

を委員諸君がお認めになり、かつその責任の重大さを感じられて、そうして非常な物心両面の犠牲を拂われて、ここに調査が一應完了したことに對して、委員長として深く謝意を表する次第であります。

これより各班長より御報告を願いたいと存じますが、それに先立ちまして、本日電報等でお招きするのやむなきことになりましたのは、実はこの案は第四次修正案そのもので、とうていそのまゝ通過するということは、地方漁民全般の要望と合致せない点が多々あるのであります。そのために相當慎重なる審議を要すると思つてあります。御承知のように國會も第六國會は十月下旬に召集されるようでありまして、それまでの間に慎重審議を要するのであります。もう少しく早く御参集を願いたく存じたのであります。が、この國會の休会中の委員会は、まず理事會を開いて、そうしてその日程をきめるということに議院運営委員會で決定をしておりましたので、そのために先に理事會を開く必要がありまして、去る本月二日に理事會を開きまして、かく決定いたしました次第であります。そうしてその結果は本日より十日まで連日時間勵行で継続審議をするということに理事會は決定いたしました次第であります。以上御報告を申し上げておきます。順序として四國、九州、瀬戸内海班の班長にお願いしたいのであります。まだ御出席がありませんから、日本海班長川村善八郎君にお願い

いたします。

○川村委員 御報告申し上げます。私は現在衆議院水産常任委員會において継続審議となつております漁業法案並びに同施行法案の國政調査のため、日本海班の班長として、日本海沿岸各府縣の中心地において懇談會を開催、または現地調査により、十分調査して参りましたので、その状況の概要を御報告申し上げます。

調査期間は去る本年六月十七日より同月二十五日まで九日間、ほかに旅行日四日間、計十二日間で、調査区域は青森縣より山口縣まで一府十三縣、参加班員は川村、小高、奥村の三水産常任委員、水産廳より松任谷漁政部長、佐藤事務官、松本事務官、衆議院上田調査員等で、青森、秋田、山形の三縣は秋田市において、新潟、長野の二縣は新潟市において、福井、京都、滋賀、兵庫の一府三縣は京都市において、富山、石川の二縣は富山市において、鳥取、島根、山形の三縣は松江市において懇談會を開催し、また直接現地調査等も行い、十分調査したのであります。

懇談會に際しましては班長より本懇談會開催の趣旨並びに順序等を説明し、幸いで水産廳側より両法案に對する内容につきその大要を説明をなさしめ、漁民一般等に質疑應答を許し、右終了後、特に班長として左の事項を厳守していただくように十分注意を願ひ、一般漁民より両法案に對する意見を十分公述していただき、これを聞く

ことにいたしましたのであります。注意事項は左の通りであります。一、出席者中当方の委員または説明員等は両法案に對し自己個人の意見は絶対に差加えないこと。二、官公吏の意見の公述はなるべく遠慮し、自由討議の場合に述べられたいこと。三、公述者は意見の公述をする場合は結論を先にし、理由を後にすること。四、公述者は相互間において討論または議論にわたらないこと。五、一回の意見の公述時間はなるべく十分以内とし、多数の漁民より多くの意見を述べられるようにせられたいこと。六、同一意見でも、または全然反對の意見でも、遠慮なく述べるようにせられたいこと。七、両法案の内容にない漁業問題にて、同法案の内容に入れた希望意見は忌憚なく述べられたいこと。八、発言者は住所、氏名漁業種別名、所属團體名を申し出ること。九、発言者の多数ある場合は各縣交互に発言を許すことにすること。右趣旨をもつて公述者が意見の発表を終りますれば、班長は必ず意見の要旨を一回ごとに復唱し、記録したのであります。また時間に余裕のある場合は、第五回國會における水産常任委員會の経過及び結果を小高、奥村両委員より報告せしめ、一般水産問題等の自由討議をなさしめ、毎會議の所要時間は午前十時より午後五時まで、その間約一時間休憩し、大体正味六時間にわたつて熱心に會議をし、十分その意を盡したのであります。以下懇談會開催地秋田市、新潟市、富山市、京都市、

松江市の順に各府縣別の會議における漁民の意見の公述の概要と、現地調査の状況等を申し上げます。

秋田市における懇談会、開催日昭和二十四年六月十七日、場所秋田商工クラブ、参加縣、青森、秋田、山形の三縣、参加人員七十三名。

青森縣の意見の概要を申し上げますと、一、定置漁業等は水産業協同組合法第十七條の制限を削除し、全面的に漁業協同組合に與え、漁業調整委員會において漁業の経験者を選び、漁業権を行使せしめよ。二、漁業調整委員の数を十名とせず、地方の事情に即し、弾力性を持たせ、学識経験者及び公益代表者中の委員は知事の推薦した者より漁民は選挙することによせよ。三、たうり漁民は選挙することによせよ。四、漁業権の個人独占を禁止せよ等であります。秋田縣の意見の概要を申し上げますと、一、定置漁業等は漁業協同組合に與えよ。二、漁業調整費行政費等は國庫負担として免許料及び許可料等にて徴収する。三、共同漁業権を拡大し、磯つき魚を全部入れよ。四、内水面にも共同漁業権を設けて漁業協同組合に與えよ。五、漁業法案に漁業金融の措置を織り込まれたい。七、漁業調整委員會については青森縣と同一にせよ。八、定置漁業権の保護区域を設定せよ。九、入漁は地方の事情に即し慣行を認めよ等であります。山形縣の意見の概要を申し上げますと、一、漁業権の免許期間は十箇年とし、更新を認めよ。二、漁業権に保護区域及び繁殖保護期間を設けよ。三、共同漁業権について秋田縣同様によせよ。四、漁業権は全部漁業協同組合に與えよ。以下青森縣と同様であ

ります。五、漁民の定義を漁業種別ごとに定めよ。六、漁業権の補償料は現金で短期間に支拂い、漁業資金に充てよ。以上であります。

新潟市における懇談会、開催日昭和二十四年六月十九日、場所、新潟水産會社二階、参加縣新潟、長野の二縣、参加人員五十一人。

新潟縣の意見の概要を申し上げますと、一、河川にも區画漁業権を認めよ。二、漁業権は漁業協同組合一本に與えよと云う者、また漁業協同組合、生産組合、個人の順に與えよと云う者、また大規模の定置漁業を除き、漁業協同組合に與えよと云う三つの意見が出ました。三、たら場、漁場を一般漁民に開放せよと云う者と、開放するなと云う者と漁業協同組合に與え、漁業権の行使は経験を有する漁民に與えよと云う三つの意見が出たのであります。四、漁業権の免許料、許可料については大体秋田縣と同様であります。五、稚魚の保護を防止するよう法文化せよ等が新潟縣の意見であります。長野縣の意見の概要を申し上げますと、一、河川にも共同漁業権及び區画漁業権を認めよ。二、河川及び湖沼漁業と河川法、電気事業法の調整をはかれ。三、漁業調整費及び行政費及び漁業権の免許料、許可料については秋田縣同様の意見であります。四、河川漁業の増産と濫獲防止のため、協同組合役員及び市町村吏員中より、監督官を置き、取締りなされる等が新潟縣の意見であります。

富山縣の意見の概要を申し上げますと、一として漁業法案は現在の漁業に沿わないから、これを返上し、全面的につくりかえてもらいたい。しかして法案をつくりかえる場合は左の各項を織り込まれたい。イ、農地法同様自己の権利をもつて自営している者には漁業権を與えよ、すなわち自営者を第一順位とせよ。ロ、國家補償による買上げは貸貸及び休業の漁業権のみにすること。ハ、漁業法はむずかし過ぎるから、もつと簡明にして要を記せ。ニ、漁業法案には漁業権を総合的に織り込むべきである。ホ、十五メートル以浅といえども、重要なものは定置漁業とせよ。二、加入脱退自由な、しかも経営能力を有せざる漁業協同組合に漁業権を與うべきでない。しかも大規模の定置漁業のごときは非常に危険性を有するからである。三、漁民の定義、漁業調整委員會、免許及び許可料、漁業権の免許期間等の細部問題についての意見は、各縣と大同小異であつて、富山縣の大部分の意見は、定置漁業権は自営者に與うべきであるという意見は非常に強かつたのであります。

石川縣の意見の概要を申し上げますと、一、漁業権の免許並びに許可の優先順位を制度を廢し、適格性と非適格性のものとし、漁業調整委員會を信頼し、漁業権の免許並びに許可し得るよう民主化を徹底せしめよ。二、漁業権の免許、許可等を、加入脱退自由な、しかも資本の裏づけもない漁業協同組合、漁業生産組合等に第一優先とする。三、延縄漁業、流網漁業その他全部の漁業権は漁業法案に織り込むべきである。四、漁業調整委員には府縣會議員は除外され

ておるが、漁業者であるならばこれを認めよ。五、漁業従業者の賃金は歩合制度にするよう法案に折込め。六、漁業の災害補償制度を法案に入れよ。七、漁業調整委員會、漁業権の免許料、許可料、漁業権の調整費及び行政費等の問題は各縣と大同小異であります。

京都市における懇談会、開催日昭和二十四年六月二十三日、場所京都市中央市場會議室、参加縣京都府、福井、滋賀、兵庫の各縣、参加人員六十五名。

京都府の意見の概要を申し上げますと、一、河川漁業の繁殖保護を法文化せよ。二、發電所、堰堤の被害を國家補償せよ。三、漁業保險制度、漁業権は、漁業協同組合第一優先等の問題を強調したのであります。

福井縣の意見の概要を申し上げますと、一、免許漁業の適格性中、悪質違反云々とあるが、ある程度年限の緩和、でき得れば違反の内容及び程度を明記せられたい。二、河川にも共同漁業権、區画漁業権を設けよ。漁業調整委員會の権限の拡大、漁業権の存続期間を十箇年ないし二十箇年にせよ。共同漁業権の補償も免許料等を排せ。漁業権は漁業協同組合に與えよと強調した点は、各縣と同様であります。

滋賀縣の意見の概要を申し上げますと、一、全國の内水面二百四十万町歩に放流事業を國庫でやれ。二、漁業調整委員會のうち、公益代表を廢せ。三、漁業権はすべて漁業協同組合に最優先。免許料、許可料の軽減及び行政費、調整費の國庫負担、内水面の共同漁業権の設定等強調されたるは各縣と同様であります。

兵庫縣の意見の概要を申し上げますと、一、施行法第二十一條の漁業權管理委員會は不要である。二、第六十五條第一項の漁業調整に關し政令を發する場合は中央漁業會議の意見を聞き、民間の声を反映せしめよ。三、漁業調整委員會は漁業協同組合の正組合員のみで選挙せよ。四、漁業権はすべて漁業協同組合優先に、河川の繁殖保護及び漁業調整、漁業行政の國庫負担等の問題を強調したことは各縣同様であります。

松江市における懇談会、開催日昭和二十四年六月二十五日、場所島根縣會議事堂、参加縣、島根、鳥取、山口の三縣、参加人員五十九人。

島根縣の意見の概要を申し上げますと、一、定置漁業権の更新期を二十箇年にせよ。二、漁業権はすべて漁業法に織り込み、漁業協同組合優先に、河川漁業を共同漁業権に、漁業の調整費及び行政費は國庫負担に、漁業権の補償金は現金で支拂え、あるいは漁業権のあり方等について、強調したことは各縣と同じであります。

鳥取縣の意見は、島根縣の意見と大要は大体同様でありますから、これを省略いたします。

山口縣の意見の概要を申し上げますと、一、第十六條第十項第一号の「七割以上」を「五割以上」に、同條第六項の「漁民七人以上」とあるを「地元地区内の漁業協同組合に加入したる漁民七人以上」と改め、同條六項三号を削除せられたい。二、補償金は全廢、免許料、許可料も徴収する。三、漁業権はすべて漁業協同組合に與え、賃貸料をとることを認めよ。四、其の他漁業法案に關する意見は京都市及び松江市に

おける各縣の意見と大同小異であるからこれを省略いたします。

以上は各縣における懇談会の意見の大要であります。さらに現地において実際の漁業者とその意見をただしたるに、われ／＼漁民は親代々から漁業を営んで來てゐるが、資材、資金、魚價等が不合理となつてゐるので、増産ができないで苦しんでゐるから、右の裏づけが完全になれば必ず増産ができるので、何を苦しんで漁業法の改正をしなければならぬか判断に苦しむのである。しかし日本の現状からどうしても漁業法の改正をしなければならぬとするならば、農地法に準じて改正して、漁業の自営者に優先的に漁業権を與えるようにせられたいという意見は大多數であります。すなわち、漁業協同組合でも、生産組合でも、個人の漁業者でも、現在自営してゐる者には漁業権を與へ、賃貸漁業権、休業漁業権、一人で独占してゐるような漁業権、あるいは新規漁業権等を對象として漁業法の改正をすべきであるという意見は、相當強いのであります。また漁業協同組合または生産組合の團體で漁業を盛んに經營してゐるところは、漁業法は改正にならなくても、法案の内容に織り込まれてゐるようにつてゐるのであるから、改正にならうがなるまいが、さほどに影響することはないのであるが、かように何回も來られたり呼び出されては、沖を休まなければならぬから、迷惑千萬である、早くきめるなりやめるなりしてゐたいといふのが眞の漁民の聲であるやうであります。これを一應総合的觀察の上に説明を加えてみたいと存するのであります。

一般に今般の漁業法案に關しては、縣水産当局等の指導によりよく研究せられて、水産廳係官等に対する質疑等も細部にわたれるもの多く、また五箇所の会場はおの／＼その地方的事項を異にしてゐるので、質問並びに意見等もまた特色を明らかに表わしてゐるのであります。たとへて言へば、京都と富山のごときはまつたく相反し、それを一定の基準をもつて法律によつて一線を画するには、すこぶる困難なるを感じたのであります。また秋田、山形、青森縣方面等の意見は、一般に大規模なる定置漁業經營者が少いために、沿岸小漁業に關するもの多く、漁業権は漁業協同組合に與へ、漁業調整委員會において選定し、漁業經營者個人に漁業権を行使せしむべきであるという意見が最も多く、新潟縣は主としてたら場漁場に關するものが漁民の生死を決するといふので、共同漁業権にせよ、あるいは反対である、あるいは知事の許可にせよ、と言つて意見は対立し、また長野縣は河川漁業に關する法文化することを望み、また電氣事業の堰堤との衝突等が主として意見が出ておつたのであります。また富山縣、石川縣は大規模の定置漁業經營者が多く、古來から個人漁業が發達してゐるので、漁業権を漁業協同組合に優先せしむることは絶対に反対で、經驗と實力等を十分考慮して、個人の自営を認め、漁業権を與へべきであるとして主張し、中でも今回の法案は全面的に不賛成であるから、大修正すべしとの意見が最も多かつたことは、注目すべき点であつたのであります。また滋賀縣は湖沼、河川に區画漁業権及び共同

漁業権を認めよという意見は圧倒的であり、また福井、京都、兵庫三縣は、今回の法案によろしく小修正を加へ、すみやかに國會の通過を望み、ことに京都附近は村張組合が多く、これに關する意見は非常に強かつたのであります。また島根、鳥取、山口の三縣方面は、漁業協同組合に漁業権を與へ、賃貸を認めよ、すなわち漁業権の管理權を漁業協同組合に與へ、漁業権の行使權を漁業調整委員會と漁業協同組合等において漁民に與へよという意見は強いのであります。その他一般に漁業調整委員會に關するもの、行政費、調整費等の國庫負担にせよといふもの、免許料、許可料に關するもの等は、各縣共通の意見であつたのであります。

今これらの公述者を今回出席者漁民總數二百二十人中各縣別に示せば、青森二、秋田七、山形三、新潟十一、長野八、富山十八、石川七、福井七、京都五、滋賀六、兵庫五、島根八、鳥取三、山口七、計九十九名の公述者が意見を述べ、全出席者の約半数近くになつておつたのであります。もつとも事前に縣内において意見を大體とりまとめて、代表者として意見を發表した縣も二、三縣あつたのであります。

次に同一またはほぼ類似せる意見及び賛成者數を申し上げます。大體次の通りになります。(一)漁業権を漁業協同組合に與へよ。(二)漁業権を漁業協同組合に與へ賃貸を認めよ。(三)漁業協同組合に漁業協同組合に與へ賃貸を認めよ。(四)漁業調整委員會において適當なる經營者を定め漁業権の行使をさせよ。(五)行政費、調整費を全額國庫負担とせよ。(六)定置漁業権の優先順位は現在の自營者を第一順位とせ

よ、十一。(六)河川、湖沼にも區画漁業権、共同漁業権を認めよ。(七)今回の漁業法案には全面的に不賛成であるから返上して組みかえるか、または大修正を希望する。(八)漁業権の免許期間を十箇年以上とし、更新を認めよ。(九)補償金を現金で一度に支拂うか期間を短縮せよ。(十)漁業資金の裏づけの措置を法案に織り込めよ。(十一)漁業調整委員會の數を限定せず、地方の實狀に則し弾力性を持たせよ、また官選をやめよ。(十二)漁業権に保護區域を設けよ。(十三)海深十五メートル以下にも定置漁業を設けよ、また反対に共同漁業にせよといふ各種の意見、七。(十四)しら付漁業を共同漁業権より削除せよ。(十五)許可漁業といへども、定置漁業より大規模なるもの、また生産の非常に多いもの、また定置漁業より將來性のあるもの等は、この法案に織り込むか、または詳細なる法規を設けよ。(十六)今回の漁業法案は法文はむづかしいので漁業者にはわかりにくいから、もつと簡明にせよ。(十七)等が大體の意見であります。その他一、二の意見はありますが、省略いたします。

次に水産の一般問題に關する自由討議の意見の概要を申し上げます。(一)秋田、山形、青森縣。一漁業資材の検査規定を設け嚴重に実行せよ。(二)鮮魚の輸送の改善、水産物の荷造費、輸送費等は消費地負担とし、でき得れば統制水産物については國庫負担とせられたい。(三)魚價の改善をはからせられたい。(四)水産協同組合を市町村一丸を單位とするやう法の改正を望む。(五)水産物の統制の撤廃または改善をせられたい。(六)漁業権の補償評價を正しくせられたい。(七)水産行政の強化をはからせられたい。(水産省設置その他)

二新潟、長野縣。(一)漁船の救助、ことに人命の救助保護等の措置等の經費は國庫負担とせられたい。(二)新潟縣下に十トン以上の漁船の出入りできる漁港はほとんどないから、すみやかに漁港、船入開を築設せられたい。(三)漁港協會は、二本建、三本建になつてその機能を十分發揮することはできないから、一本建にして眞に活動でき得るやうにせられたい。(四)内水面漁業者にも勞務加配米を給與すべきである。

以上は新潟、長野の自由討議の意見であります。

三、富山、石川縣。(一)漁業協同組合加入資格は、三十日以上とあるを九十日以上とせられたい。(二)漁業種別ごとに漁業協同組合を許す、二つ以上の組合に加入してかへつて漁村を混亂させる結果となるから法の改正をせられたい。(三)漁業協同組合に漁業権の最優先順位を與えて自營しろといつても實力がないからできない、従つて漁業協同組合に漁業権を所有させて、調整委員會で經營者を選定して個人に經營させることが最も實際に適してゐると思ふ。(四)水産協同組合の生産組合の組織及び内部的機構は現法のようにはいかぬから改正すべきである。(五)漁業権はどこまでも漁業經營者に與へるべきである、特に定置漁業のごとき危険性もあり大資本を要するものは漁業の體驗者に與へるべきであるといふ意見は特に多かつた。

四、福井、京都、滋賀、兵庫縣の意見。(一)漁業協同組合連合會の事業を

一元化せよ。(二)漁業従事者の事業税を免除せよ。(三)漁業会の取引高税を免除せよ。(四)リンク物資を適正に配給せよ。以上は四縣の意見でありました。

五、島根、鳥取、山口縣。(一)すべての浮魚の漁業権(旧専用漁業権)を漁民大衆の手にもたせ。(二)漁業協同組合の事務補助費を國庫負担とせよ。(三)漁業調整には機動性を十分に持たせよ。(四)漁業協同組合に漁業権の免許または許可する場合は年限を定めるな。定める場合は少くとも二十年以上とすべきである。(五)漁業権は漁業協同組合に與へ賃貸を認めれば最もいいのであるが、これができない場合でも管理権を與へ、漁業調整委員会において選定して、漁民に漁業権の行使を與えるようにすべきである。

以上は各縣の自由討議の大意であります。すでに措置の決定せるもの及び実行に移されておるもの等は、各委員より説明並びに答弁し、なお第五回國会における水産常任委員会の各種水産問題等に対する審議の経過並びに結果等の報告あるいは説明等を詳細にしかも親切に、會議の最後まで各委員交互に熱弁を振つていただきました。で、漁民各位も非常に満足し、納得をいたしましたので、日本海軍の國政調査は非常に有意義であつたと思つてあります。

以上御報告申し上げます。なお詳細は書面をもつて報告いたしますから、何とぞ漁業法の審議に当りましては、漁民の意思を十分取入れられるよう、特に申し添える次第であります。

○石原委員長 次に太平洋班班長富永格五郎君にお願いをいたします。

○富永委員 ただいまより私の受け持ちました太平洋班が太平洋沿岸各地において漁業法案等に関する國政調査をいたしました経過並びに結果について御報告いたします。

当班は去る七月一日三重縣津市を振出しに、七月八日宮城縣塩釜市を最後とする八日間の現地調査をいたしましたのであります。この班に御参加くださいました委員のお方は、石原委員長初め小高君、砂間君と私であります。なお地元の委員として鈴木君、小松君、水野君、早川君の諸氏がそれぞれ現地に於いて御参加くださいました。それに水産委員会よりは加藤調査主事と、水産廳よりは久宗經濟課長、松元事務官が参加いたしました。

当班が担当いたしました調査区域、和歌山、奈良、三重、愛知、岐阜の五縣は、三重縣津市の縣會議事堂にて参加者九十六名をもつて現地側漁業者の意見を聞く懇談会をいたし、次に静岡、神奈川、山梨の三縣は、静岡市の縣正廳において参加者百十二名をもつて行い、次に東京、千葉、茨城、埼玉、群馬、栃木の六府縣は、千葉市の縣會議事堂で参加者五十七名をもつて行い、福島、宮城、岩手の三縣は、宮城縣塩釜市の塩釜神社事務所において、参加者百八十六名をもつて同様の懇談会を行い、現地元の漁業者の意見を十二分に聴取して参つたのであります。なお各会場とも百名内外の傍聴者があつたことを申し上げておきます。

さらにその意見の詳細にわたつた調査の報告は、別紙の書面にして報告してありますし、さらに會議の方法等は各班とも同じであると思つたのでその詳細は省略をさせていただきますが、

本漁業法案等に対する懇談会における意見の概要をいづれで申し上げますれば、当班調査区域全般にわたつて大体共通した意見は、定置漁業の存続期間を五年では短いから、十年以上にして定置漁業の現実に合う様にせよという意見が多いのであります。

次に法案第六條中の定置の十五メートル制限をとれという意見と、共同漁業権の中につき魚や延縄、たこつぼ等を入れてほしいという意見が多いのであります。

次に十九條の眞珠養殖業の免許順位についての意見は、当班の三重縣はこの問題の中心地で、特に意見がありましたので詳細は書面にてごらんを願います。

次に六十條の遠洋漁業の免許期間は船の壽命と合致するように、五年とあるを十年か二十年位にせよというのであります。

次に七十五條においては、免許料許可料は手数料程度にせよという意見が大多数でありました。なお市町村漁業調査委員会を削除してあるが、これを復活してほしいというのであります。

次に八十五條の調整委員の定数は、大体において漁民代表を二名ほど多くせよというのと、八十六條の選出方法も業種別、階層別にせよという意見もあつたのであります。

次に百九條においては和歌山縣及び徳島縣との間の海区の変更をしてほしいという強い意見もあつたのであります。

次に第二百二十七條では河川における漁業については、どの縣でも旧來の専用漁業権を認めてほしいという意見

が内水面漁業者の強い要望でありました。

次に施行法第十條においては、漁業権補償金算定基礎の基準を、一年では公平でないからこれを二十一年、二十二年、二十三年の三箇年をもつて算定せよというものが大多数であり、それに同法十六條の補償証券の点については、三十年ではあまりに長過ぎるか、これを二、三年に短縮するが、補償証券をもつて免許料、許可料の納入ができるようにせよという意見が多いのであります。

なお特につけ足したいのは、免許料、許可料の料金で委員会の費用や行政費的なものに充當して、漁業者に重税をかけるようなことはやめて、全額國庫負担にせよという意見が多かつたことでもあります。

以上大要を申し上げました次第であります。が、終りに臨み特に申し上げたいことは、当班懇談会は津、静岡、千葉、塩釜の四箇所でありましたが、いづれも参加くださいました漁業者の方々の、熱心かつ活発な意見の開陳がありまして、漁業者皆様がこの漁業法案の改訂については、重大な関心を持つて當國會における審議の中に漁民の要望を多く入れるということを注視していることでもあります。

なお水産省設置決議案は各会場とも上程され、満場一致をもつて決議されました。また懇談会開催の主催縣におきましては、会場その他について格段の御手配なり御迷惑をおかけしましたような次第で當委員会の席上から、これらの主催縣の方々に厚く感謝をいたすものであります。それに現地へ私も調査班が参りました節には、特に

地元の水産委員の方々に多大の御配慮を賜りましたことについても、当班の班長として私から衷心より感謝の意を表明する次第であります。

以上簡単でございますが御報告を終ります。

○石原委員長 次に四國、九州、瀬戸内海班班長玉置信一君の御報告をお願いします。玉置信一君。

○玉置委員 それではただいまより私の受持ちました四國、九州班が、瀬戸内海、四國、九州各地において漁業法案等に関する國政調査をいたしましたので、その経過並びに結果について御報告を申し上げます。

調査のため派遣されました委員は石原委員長、それから川端、田口、平井の各委員に私がこれに参加いたしました。調査團の同行者としていたしましたのは、衆議院常任委員会調査主事の中山辰平君、それから水産廳の漁業課課長の大澤融君、水産廳漁業課課長林技官の山中義一君、こうして一行で参つたわけでありました。しこうして当班が調査をいたしました期間は、六月十八日岡山市を振出しに、六月二十七日福岡を最後として、十日間の現地調査を行つた次第であります。調査区域といたしましては、和歌山、大阪、兵庫、岡山、廣島、徳島、香川、愛媛、高知、大分、福岡、長崎、佐賀、熊本、鹿児島、宮崎、山口、この一府十六縣にわたつておるのでございます。

調査の方法といたしましては、まず最初に六月十八日、岡山市の廣島財務局岡山支部の階上において開催いたしました。この調査関係先は、和歌山、兵庫、岡山、廣島、大阪各府縣でございまして、派遣委員といたしまして

は、ここでは石原委員長と私でござい  
ました。同行者は前段申し上げました  
一行でございまして、出席者といはし  
ましては、和歌山六、兵庫四、岡山三  
十二、廣島七、大阪三、計五十二名で  
ございました。

それから六月二十日には松山市の松  
山商工会館において開催し、この調査  
先は香川、愛媛、高知、徳島の四縣で  
ございました。これに出席いたしましたし  
た委員は、石原委員長、川端委員、私  
の三名に、同行者はさき申し上げた通  
りでございまして、出席者は香川六、  
愛媛八十五、高知二、徳島十五、計百  
八名でございました。

次に六月二十三日は鹿児島市の鹿児島  
県議事堂におきまして開催したの  
であります。この調査先は、鹿児島、  
熊本、宮崎の三縣でございました。  
当時御承知のように台風による風  
水害等の事故がございまして、出席委  
員はこの前より非常に少ございまして、  
私が一人でございました。同行者は  
はろん異動はございせんが、出席  
者といはしましては非常に多数に上り  
まして、すなわち鹿児島が百十三、熊  
本十三、宮崎三、合計百二十九名であ  
りました。

六月二十五日には長崎市の精養軒大  
廣間会議室において開催いたしましたし  
た。調査先は長崎、佐賀の二縣で、派  
遣委員は地元田口委員と私の二名で  
ございましたが、同行者は異動ございま  
せん。出席者側は長崎百五名、佐賀三  
十五名、合計百四十名でございました。

六月二十七日には福岡市の福岡縣水  
産業会の階上において開催いたしまし  
た。調査先は福岡、大分、山口の三縣

で、委員の出席は地元平井委員と私の  
二名で、同行者は前述の通りでありま  
す。出席者側としましては、福岡六十  
二、大分十一、山口九の合計八十二名  
でございました。

以上の開催日、調査先等によりまし  
て、開催の方法といたしましては、各  
地とも大抵午前十時から開催いたし、  
午後四時半に終了したのであります。縣  
によりましては地元の知事がわざわざ  
出席されまして司会のあつせんをさ  
れ、あるいは司会のあつせん等も述べ  
られ、さらにまた水産部長等が、各  
縣とも熱心にこのあつせんの労をとら  
れまして、議事の進行にもいろいろと  
協力されたわけであります。

開催の要領としては、地元から司会  
の挨拶をした後、主班の水産委員から  
挨拶を兼ねて開催の趣旨を申述べその  
後に大澤漁業権課長から法案に対する  
詳細な説明を致し、次いで一應法案に  
対する質疑應答を試みまして、これが  
終りまして、これで午前の日程を終り、  
午後に入りまして、おおむね法案に  
対する意見の聴取、あるいは引続き忌  
憚のない懇談会を開いたわけござい  
ます。その詳細にわたりますので  
は別に報告書を提出してあります。こ  
れを、最後にごらん願うことにいたしま  
して、最後につけ加えて申し上げてお  
きたいことは、この法案に対する懇談  
会の意見の概要を申してみますれば、  
瀬戸内海、四國、九州各地とも共通の  
意見といたしましては、第七十五條の  
定置漁業の存続期間の問題でありま  
す。その中で免許の期間の五箇年とい  
うのを、定置の漁業経営の実態からい  
まして、どうしても十箇年に延長  
をすべきであるという、ほとんど各地

とも同一な意見が出たのでございま  
す。なお第六條の共同漁業権中には浮  
魚加入の意見、それから第七十五條の  
免許料、許可料の全廃と、それから調  
整委員会の費用、行政費用は國庫負担  
とせよとの意見が特に強くありまし  
て、また沿岸漁業免許制度の確立につ  
きまして、強い意見の発表があつた  
のであります。瀬戸内海、四國方面は  
漁業権の幅渡からいたしまして、漁業  
法と並行して現実に即したところの  
瀬戸内海漁業取締規則の施行の要望の  
声が非常に強く、ひいては瀬戸内海漁  
業調整事務局機構の強化をしてくれ  
という意見がかなり出ておつたのでござ  
います。また和歌山、徳島各縣から  
は、第九條瀬戸内海の区域から紀伊  
水道を削除してくれという要望が強く  
出ておりました。また九州方面におき  
ましては、漁業権を全面的に協同組合  
に付與されてもらいたいということ  
がありました。さらにまた河川團體には  
何らかの漁業権を與えられたいとい  
うこと、それから慣行専用漁業権者に  
対する特別の措置、特に鉾瀬、鉾山  
等の汚水によるものですが、鉾瀬、汚  
水汚濁、魚付林等に関する漁場保護の  
制定であるとか、特にまた有明海の漁  
業調整事務局を設置してもらいたい  
という意見が非常に強く出ておりました。

を省略いたしました。

以上私が四國、九州班の主班として  
調査をいたしました概要を御報告申し  
上げた次第であります。

○石原委員長 次に北海道班長鈴木善  
幸君にお願いいたします。

○鈴木善幸委員 北海道班の調査の経  
過並びに結果を御報告申し上げます。

北海道班の派遣委員は班長鈴木善  
幸、班員といたしまして石原委員長、  
夏堀委員、奥村委員、小松委員、それ  
に地元参加委員といたしまして川村委  
員、富永委員、玉置委員、松田委員、  
林委員であります。随行者といたしま  
して、水産廳より松任谷漁政部長、山  
中技官、衆議院事務局より中山調査  
員、沖山調査主事であります。調査期  
間は七月の二十日から八月の五日まで  
十七日間に及んでおります。

調査地及び調査の地域と出席者であ  
りますが、七月の二十日は函館市にお  
いて懇談会を開催いたしました。この  
懇談会に集まりました地域の漁民は函  
館市檜山支廳管内、渡島支廳管内であ  
ります。出席者の数は八十九名に及ん  
でおりますが、さらに本懇談会を終り  
ましてから赤石浜及び小樽町漁港を視  
察いたしておるのであります。七月の  
二十一日には余市港において懇談会を  
開催いたしました。次に七月の二十二  
日には小樽市において懇談会を開催  
し、小樽市石狩支廳、後志支廳管内の  
漁民諸君が百六十四名集合いたしまし  
た。七月の二十四日には釧路市におい  
て懇談会を開催し、釧路市、釧路支  
廳、根室支廳、十勝支廳管内の漁民諸  
君が約二百名集合いたしておるのであ  
ります。なおこの機会において釧路港  
を現地視察いたしましたのであります。七

月の二十六日には網走市において懇談  
会を開催いたしました。網走市及び網  
走支廳管内の漁民諸君が百七名出席  
いたしましたのであります。

〔委員長退席、玉置委員長代理 着  
席〕

なおこの機会に網走漁港を現地視察  
いたしました次第であります。七月の二十  
八日には留萌市において懇談会を開催  
し、留萌市、留萌支廳管内の漁民諸君  
が百八十名参集いたしましたのでありま  
す。さらに懇談会のあとで漁港施設、  
冷凍施設等を視察いたしました次第であ  
ります。七月の二十九日には留萌支廳管  
内を、主として漁港施設を中心といた  
しまして現地視察をいたしました次第であ  
ります。七月三十日には稚内市におき  
まして懇談会を開催し、稚内市、宗谷  
支廳管内の漁民諸君が百四十三名出席  
いたしましたのであります。七月三十一日には  
宗谷支廳管内の漁港を視察いたしまし  
て、八月一日には紋別町を視察いたしま  
して、漁港施設及び各種水産施設を  
視察いたしました次第であります。八月の  
二日には室蘭市におきまして懇談会を  
開催いたし、室蘭市、苫小牧市、日高  
支廳、膽振支廳管内の漁民諸君が百五  
名出席したのであります。なおこの機  
会に室蘭漁港その他を視察いたしましたの  
であります。八月の四日には札幌市に  
おきまして北海道廳及び北海道議會の  
水産委員諸君と、北海道視察の問題に  
つきまして意見の交換を遂げた次第で  
あります。八月の五日には噴火灣、森  
町に参りまして現地の要請によりまし  
て座談会を開催し、なお森漁業会初め  
噴火灣の漁業施設について視察をいた  
した次第であります。

次に漁業法案に關しますところの現

五メートルの線で、定置漁業権を機械的に区分することは実情に適しない。

第二は、第六條第五項第三号の第三種共同漁業権の内容は法によつて明文化せず、地方の実情に應じて規定できるよう海区調整委員会に一任せよ。

第三は、第十四條第六項の共同漁業権は、各地先漁業協同組合に按分して權利を付與せよ。第四は、第十四條第一項第三号の條文はきわめて抽象的であり、調整委員の利害感情により左右されるおそれがあるから、これを削除せよ。第十六條の定置漁業権の優先順位につきましては、(一)自営漁業者より漁業権を取上げないでもらいたい。(二)休業漁業権及び不在地主的賃貸漁業権のみを國家において收用し、再配分せよ。(三)漁業協同組合、漁業生産組合等の漁民團體に対する優先免許の條項は、北海道においては漁村の実情に即しないから削除してもらいたいという意見が圧倒的であつたのでありますが、但し一部に内地と同様にすべきであるという少数意見もあつたのであります。この漁業團體の優先を不当とする意見の理由のおもなる点は、北海道においては大体において個人が経営してゐるのであるからして、團體がこれを経営しても生産低下になるおそれがある。次に漁業従事者は内地等より移動労働者が多いのであるから、北海道においては漁業團體に優先免許することは不適當である。もう一つは、北海道は漁業の経営が個人中心であつて、協同組合的な訓練が内地よりも遅れてゐるという点であります。

〔玉置委員長代理退席、委員長着席〕

しこうして内地と同様に北海道に例

であります。そしてその懇談会を、動議によりまして漁民大会に切りかえまして、水産省の創設並びに漁区の拡張を懇請する決議を満場一致可決いたしておるのであります。

以上御報告を申し上げます。

○石原委員長　これをもつて第一、第二、第三、第四の調査班長の御報告は終了したのであります。この調査中には、おりふし酷暑の候でありまして、ことに台風等ときどき起り、調査班員諸君の御労苦、並びに水産廳より御派遣の方々、専門部より同行の諸氏に對しまして、ここに厚く敬意を表する次第であります。

なおこのほかに議長並びに委員長に對して多数の陳情、請願等、漁業法案に對する意見書が参つておるのであります。が、これは専門委員部において整理をいたしまして、ただいま御報告に關する書類を一括とりまとめたと思ひます。各班の御報告はこれをもつて終了をいたしましたので、暫時休憩をいたしまして、午後一時より開会をいたします。

午前十一時五十四分休憩

午後一時三十分開議

○石原委員長　それでは午前に引き続き開会いたします。

これより漁業法案の逐條審議に入ります。まず一應当局より一章より十頁までの説明を求めます。

なおこの際申し述べておきますが、日にちの關係上、非常に急ぐ必要が有ります。それにつきましては、委員諸君が欠席したり、出席したりして、さらに再質問等が起ることは、非常に進行を妨げますから、欠席しなからさう

に済んだものに波及することはないといふことには御承知を願います。

これより漁業法案の説明を当局より求めます。

○飯山説明員　それでは條文解釈になりますので、松元事務官から説明させていただきますことにいたします。さよう御了承願います。

○松元説明員　それではただいまから逐條の御説明をいたします。

まず第一章でありますが、これは全般の總則的事項を規定してございします。まず第一條がこの法律の目的でございします。これは前の國會におきまして、全般を通ずる問題といたしまして、いろいろ質疑もございましたし、政府からも説明いたしておりますから、ここで條文としての解釈は省略いたしたい。そうさせていただきます。

それから第二條は、この漁業法を中心をなします漁業という言葉の定義と、それから漁業者及び漁業従事者の定義でございします。これにも大體水産業協同組合法におきまして、一應の解釈はきまつておりますから、特に具體問題につきまして、こういう場合どうなのかという御質問がございましたらお答えいたしたい。そういうふうにいいたします。

第三條、第四條、これは漁業法の適用範圍を規定いたしましたのであります。これは現行法と同じでございします。主として三條、四條の適用範圍が問題になりますのは、内水面におきましてで、一般にはあまり問題になりませんから、特殊事例として御質問がございましたらお答えいたしたい。そういうふうに思つております。

第五條は、これは手続規定でござい

---

まして、現行法では施行規則の方で規定いたしております。これは漁業権の免許の申請でありますとか、あるいは許可の申請でありますとか、そういう役所に対してする申請を、二人以上が共同でやる場合、その場合の手続をどうするかという技術的な規定でございますから、これも省略いたします。

次は第二章でございますが、これがこの法案の一番骨子をなしますが、これが、新しい漁業権とどういふものか、その免許方法、どういふ者に免許をいたしますか、そういう新しい漁業制度の一番中心となります概念を規定したものでございます。

大体全般的な構造からいいますと、この第二章の漁業権の内容、それから第四章の漁業調整のやり方、これが新しい漁業制度の中心になります。で、それを実際に担当いたします漁業調整委員会、これにつきまして第六章で規定いたしました。それから今度新しく免許料というものをとりまして、それについて第五章に規定した、これが大体全般の中心でございます。これに對しまして内水面の特殊事情を規定したものと内水面漁業という一章を設けました。それからちよつと性質のかわつておりますのは、指定遠洋漁業に関する規定でございます。全体的にはそういう仕組みになつております。

そこで第二章であります。このうち第六條、七條、八條、これが新しい漁業権の定義でございます。この六、七、八はいずれも関連しておりますから、一應まとめて御説明いたします。まず新しい漁業制度は漁業権を三つの種類にわけております。従前は定

置、区画、特別、専用の四種あつたわけでございますが、これを整理いたしまして、定置、区画、共同漁業権、この三つにいたしたわけでありまして、そのうち定置漁業権の従来の漁業権と違ひますところは、従来の定置でありまして、いやくとも漁具を定置して営む漁業であれば、どんなものであつてもすべて漁業権といたしたわけでありまして、この法案におきましては、そのうち水深十五メートル以上のものは、これを原則として定置漁業権といたしました。これは同じく漁具を定置して操業するものでありまして、

いらく／＼網の規模とか、構造その他違つております。それを一律にただ漁法が技術的に同じだからといつて、定置にして同じ扱いをするということとは、ちよつと実情に沿わない点もあつたので、そういう技術的観点のほかに、大体網の規模といふか、そういう経済的な価値といふ観点を加へまして、十五メートル以下のものと、以上のものを区別して扱つたのであります。大体十五メートルと申しますのは、規模で申しますと、従来五人以下程度、一應そういうふうに加へておきます。従つて五人以下のいわゆる小定置といふものは、今度は定置漁業ではなくなる。これは第二種の共同漁業権になるわけでございます。そういう五人以下くらの規模のものといふことを法的に表現いたしますために、一應十五メートルといふ線を引いたわけでございます。これは一律に十五メートルとするかどうかという問題もあるわけでございますが、一應法律で規定いたすとなると、どこかで線を引かなければならぬ、十五がおかしければ、十とか二十とか線をひかなければならないわけでありまして、境界はここに線を引きましてもいらく／＼問題は残るわけでありまして、大体十五メートルが妥当であらうというので、これにおちつたわけでありまして、但し北海道におきましては海岸線の関係もございまして、水深が浅くても非常に沖出し距離が長くて、規模も大きいという現象が一般的でありますので、特に北海道に限りましては、にしん、いわし、さけ、ます、これを主としてねらう定置に限つては、水深のいかんを問わず全部定置として扱うこととしたわけでありまして、この十五メートルをはかりますのは、身網が設置される水面があるわけでありまして、その水面の一番深いところをはかつて、そこが十五メートル以上あればよろしい。現実の網自体の深さではなくて、網の張られてある場所の一番深い所、そういう意味であります。

次が区画漁業権であります。これは現行法と同じであります。それからちよつと申し遅れましたが、これは定置でも区画漁業権でも同じであります。従前は施行規則及び告示によりまして、詳細な漁業名称を規定してございまして、今度はそういうこまかな漁業名称は廃止いたしました。漁具の構造があるいは定置して営む、あるいは第四項に掲げたような漁法でありますれば定置漁業なり、区画漁業とする。こまかな漁業名称は問題にしないというつもりでございます。区画漁業権は現行法と同じであります。次の共同漁業権でございますが、これが一番新しい概念でございます。従前は専用漁業権、それから前の事務

当局案におきまして、根付漁業権と呼んでおりましたのと本質的には同じものであります。しかしその内容は十分かわつております。この共同漁業権の本質と申しますと、これは漁民が集團的に一定の漁場を利用する、個人々々がばら／＼にやる漁業ではなくして、一定の地区の漁民が集團的に協同組合といふものをつくりまして、その協同組合が漁場を管理して組合の定款でいろいろ使い方をきめてそれに従つて組合員にやらせるといふ、集團的な漁民の漁場の管理形態といふものでございまして、従つてあとで申しますように、この共同漁業権は原則として協同組合しか免許はいたしません。その点が他の定置及び区画と本質的に違つてい

点でございます。これは法律的には「一定の水面を共同に利用して営む」と表現したわけでありまして、その「共同に」といふところが協同組合の漁場管理といふことを法的に表現した規定であります。そうしてこの内容は、従来の専用漁業権では別に内容を限定しないで、免許方針としてやつて行つたわけでありまして、今度はそれを法律で明確に内容とするものをきめた点が従来と違つてい

ます。そしてその内容を第一種から第五種までにわけたわけでありまして、このうち第一種共同漁業といふのは、前の事務当局案におきまして根付漁業と呼んでいたもので、海藻とか貝類とか、いわゆる根つき、磯つきのものを内容とするものであります。そういう根についている、あるいは磯についている動かないものを対象としたしております。そしてここに「主務大臣の指定する定着性の水産動物」と申します

のは、現在考えておりますのは、伊勢えび、うに、なまこ、しやこ、はや、ひとで、えむし、かしばんというようなものを大体予想いたしております。これは全國一律に指定するものでございまして、このほか地区によつて、たとえばたこを入れてくれ、あるいは白えびを入れてくれというように、各地の具体事情で指定をしてくれという要望もいらく／＼あるわけでございますが、今申しました全國的に指定するもののほかに、そういう地方的なものをいれるかどうかという点は、現在検討中でございまして、大体さしつかえないものは入れて行こうかと一應考えております。しかし入れ得るものは、原則としてその漁場に一應定着して他に動かないという性質のものでなければならぬわけでありまして、

それから第二種の共同漁業、これは「網漁具を移動しないように敷設して営む漁業」といふように規定してあります。これは定置漁業の「定置」とは少し違ひる觀念で、もう少し廣い觀念であります。定置と申しますと、一定の場所に漁具を置き、一定の漁期中これを動かさないわけでありまして、これは動かしてもかまわぬ、ただ漁具を敷設してある間動かさない構造になつていればよろしい、敷設する場所は漁期中かわつてもよろしい、その点が定置と違つてい

ます。具体的に申しますと瀬戸内海にありますが、現在専用漁業権のます網といふようなものであります。これは漁具自体の構造から申しますと定置のます網と同じで、ただ漁期中場所を動かすという点で定置にしてい

ないわけでございます。それで具体的に第二種共同漁業の

七

中に入りまゐるものは、先ほどの定置漁業権からはずれました水深十五メートル未満の定置即ちいわゆる小定置、それから刺網のうちのいかりどめ刺網、現行法で特別漁業権の第五種、第六種になつておるふくろま刺網漁業、一定の敷場を有する敷網漁業といふものを大體考へておきます。すなわち小定置、いかりどめ刺網、ふくろま刺網漁業、一定の敷場を有する敷網漁業といふものであります。同じ刺網でありまして、同じ敷場を有する敷網漁業といふものであります。これは波と風によつて動くようになつておりますからこの中に入らない。それからたこつぼも一應動かないような構造になつておりますが、あれは網漁具ではないからといふので、この中に入らないわけでありまして、大體第二種共同漁業によりまして、回避魚でありましても、自分の地先で待ち構へておる漁業といふものは漁業権の内容となるわけでありまして、

第三種の共同漁業は現行法の特別漁業の大部分を含んでおります。地びき網、地こぎ網漁業といふのは現在の特別漁業権の第三種、船びき網漁業といふのは第四種、飼付漁業は第七種、しらす、いわし、うなぎ、ついでに漁業は第九種といふわけで、現在の特別漁業権の大部分を網羅してゐる。そのうち第五種、第六種は、今申しましたように第二種共同漁業の中に入る。そして、第三種と現在の特別漁業権の中で新しい共同漁業権の中に入らないのは第一種と第二種だけでありまして、これは鯨またはいかりを追ひ込んでおる漁法で、数も非常に少うございまして、地域的にも限定された特殊の漁業でありますから、あえて漁業権としなかつ

た。それ以外の特別漁業権はあるいは第三種あるいは第二種として漁業権としたといふふうになつております。そして特別漁業権の地びき、船びきであります。ひき揚げ場なしひき寄せ場はきまつてゐるわけでありまして、今度はそういうふうな限定はしないで、共同漁業権として免許を受けました一定の漁場の中でどこでやつてもかまわないといふように融通性を持たせるわけでありまして、そこで從來では地びき一つをとりまして、あるいは特別漁業権の地びき、あるいは許可漁業の地びきといふように、いろいろわかれていたわけでありまして、今度はすべて第三種共同漁業の中に入るといふようになるわけでありまして、

この中で一番誤解があるかと思ひますのは船びき網漁業であります。これは船びきと申しましても、純漁撈技術的に申しました船びきとは違ふのであつて、無動力船によるものに限る方針でございます。

大體この共同漁業権は、内容を見るとわかりまゝに、大體自分の地先限りでやる漁業で、ほかの地先には行かない。魚群を追つて他の地先であつたと何であつとどん／＼追つかけてゐるという移動性の漁業は入れてないわけでありまして、従つて同じ船びきと申しましても、動力船で自分の地先以外にも行つておるといふ漁法はこの中に入れないといふように考へております。

お手元にくばりましたプリントにも書いてあるわけでありまして、これは特に強ひ第三者の侵害を排除しなければ成立しないといふ漁業であります。たとえば寄魚漁業を例にとつて御説明しますれば、これは冬期になつてはがら一定の場所に寄つて集まつて来るのを、散らさないようにしてとるという漁業でありまして、その間は船舶の航行も全部停止してとる。そのように第三者の侵害を嚴重に排除しなければ成立しないといふので漁業権としたわけでありまして、

第一種から第四種までが一般の共同漁業権の内容であります。このほか第五種共同漁業といひまして、湖沼に限りましてはこれ以外の漁法であつても第五種共同漁業として漁業権とするようにいたしましたわけでありまして、これは湖沼におきましては、地元の協同組合に管理をまかしてもよその部落との複雑な入会関係はないから大體差支ないといふふうになつておりますので、これ以外の漁法でも漁業権の内容としたわけでありまして、

そこで全般的に共同漁業権の内容を見ますと、大體その地元の組合限りで管理して、他の組合との間にさう複雑な入会関係はないといふものを漁業権の内容とするように定めてあります。従つていわゆる魚群を追うて自由に移動して、運用漁具でとる漁業、そういうものは漁業権の内容にはしなかつた。大體根つき、磯つきのもの、それから浮魚でありましても、自分の地先で待ち構へてとる漁業、こういうものを漁業権の内容としたわけでありまして、これはそういうふうな自分の村だ

けでなくて、他の地先にも行つて自由にとる漁業を漁業権の内容とすることにした。これは、部落とかあるいは村とか、組合の地区ごとに固定的な障壁を設けることになつて漁業の自由な發展を阻害する、そういうような趣旨からいたしまして、漁業権の内容からははずしたわけでありまして、しかしはずしたからと言ひましても全然自由におつばなすかと申しますと、そういうわけではなくて、これはあとの第六十七條に海区漁業調整委員会の指示という條文がございます。これは調整委員会は具體的な問題を処理しますためにいろいろさしずをするわけでありまして、そういう委員会のさしずで調整をとつて行かう、固定的に漁業権の内容といふふうにするのではなくて、一應漁業権の内容からははずす、そして自由にしておいて、その間に起る紛争は、この委員会の指示といふことで調整をとつて行く、そういうふうな考へております。それが新しい漁業権の内容であります。

先ほど第五種の共同漁業権で、協同組合は漁場を管理するのだと申し上げたのでありますが、これをさらに表現した條文がこの第八條であります。この共同漁業権は協同組合に免許するわけでありまして、協同組合は自分で営営するわけではなくて、組合員にやらせるわけでありまして、しかしそのやらせる関係は賃貸とは違ふといふことを法的に表現したのがこの第八條で、協同組合の組合員たる漁民は、組合の定款に従つて各自漁業を営む權利を有する、つまり協同組合が漁業権を持つて、定款でその行使方法をきめる、その行使方法に従つて組合員は漁業をや

るのだ、こういう意味であります。これはちやうど陸の方におきまして、入会権といふのがございまして、この入会権は少しやかましく申し上げますと、総有だといふことになつております。この入会と申しますのは入会の山なんがあるわけでありまして、そういう入会の山を部落が共同に管理してゐるわけでありまして、これとちやうど同じ関係が海にありましては一定の漁民の集團があつて、そこが漁場を共同に利用してゐる、それを陸の方では入会権としましてその内容は慣行によらしたわけでありまして、それを海の方では協同組合の共同漁業権——前は專用漁業権でありましたが——とし、第八條の各自漁業を営む權利といふのをあわせて規定して、その入会的な漁場の利用を法的に表現いたしましたわけでありまして、

第七條の入漁権であります。この入漁権と申しますのは、これも入会山の例をとつて御説明申し上げますと、他人の持つてゐる入会山に入り会う関係、こういう関係が陸でございまして、これが海の方でもあるわけでありまして、一つの協同組合が前の專用漁業権、今度の共同漁業権を持つてゐる、その場合に他の組合員がその漁場に入り会つて操業する、それを入漁権として規定してゐるわけでございます。この入漁権につきまして現行法と違ひます点は、まず第一は現在の入漁権には慣行の入漁権と、契約による入漁権と二つあるわけがございます。それを新法では慣行によるものを認めないで、すべて契約によらしたといふ点が第一であります。契約によらせるわけでありまして、一應漁業権を持つており

ます組合が、入漁権は設定しないと言  
え、入漁権は設定し得ないわけであ  
ります。そういう場合に、不当に入  
漁権の設定を拒むという場合には、あ  
との第四十五條の規定によりまして、  
漁業調整委員会が裁定をいたしまし  
て、入漁権を結ばせるというようにい  
たしております。だから一應慣行だか  
らといって、当然に入漁権が設定され  
ることはやめる。そうして一應は契約  
によらざる。しかしながら契約では相  
手方が不当に拒むという場合があります  
から、その場合には調整委員会がさ  
ばきまして、入漁権を設定させた方が  
いいという場合には設定させるとい  
うことに規定したわけでありまして、

それから現行法との相違の第二点  
は、現行法では入漁権を設定し得る漁  
業権は専門漁業権だけであつたわけ  
であります。それを今度は専門漁業権の  
ほかにひびき養殖業、かき養殖業、第  
三種区画漁業たる貝類養殖業を内容と  
いたします。区画漁業につきましても入  
漁権の設定を認めただけであります。  
これらの漁業権は一應区画漁業権であ  
りまして、共同漁業権とは違つたわけ  
であります。その内容を見ますと、や  
はり組合が漁業権を持つて、定款で行  
使方法をきめて組合にやらせる、そう  
いう協同組合の漁場管理という本質に  
おきましては、実は共同漁場と同じわ  
けであります。この点はおとの適格性  
の規定でもさうでありまして、協同組  
合が漁場を管理するという本質におき  
まして、共同漁業権と同じであるとい  
う点に基きまして、これらの区画漁業  
権についても入漁権を認めただけであ  
ります。従つて入漁権はこれから個人  
には認めない。組合対組合の関係で結

ばせるというふうを考えております。  
次に第九條、これは定置漁業と区画  
漁業は、漁業権または入漁権に基かな  
ければやつてはならぬという規定で、  
現行法と同じであります。

第十條は漁業権の設定を受けよう  
と思ふものは知事の免許を受けよう  
という規定で、現行法と違ひますのは、現行  
法では専門漁業権は大臣の免許であ  
りますが、今度はすべて知事の免許に  
しております。

次に第十一條、これは免許の内容を  
あらかじめきめるといふ規定でありま  
して、今度の新しい免許方法の一つの  
中心をなす規定であります。従来は自  
分が漁業権の免許を受けようと思ひま  
すと、こういう漁業権の免許をして  
れと言つて、個別に申請をされたわけ  
であります。そうしてその申請が他に  
拒む理由がなかつたならば、免許を  
たすというふうにして、つまり漁場の  
利用方法を免許を受けようとする者の  
個人的な判断にまかしておつたわけ  
であります。従つて漁場の利用方法は  
常に無方針で、無統一になつておる  
わけでありまして、自分々々がめい  
めい自分はこのやうのがほしい、自分  
はこのやうのがほしい、自分はこの  
申請いたしますから、漁場全般を総合  
的に見ますと、利用方法が総合性が  
ないわけでありまして、そこで現在の漁  
場関係を見まして、そこで現在の漁場  
とえば休養漁業権の数が全体の三分  
の一以上になつておる。あるいは前網  
とあつて網といふものがあるというや  
うに、いろいろむだな漁場の使い方を  
しておる。従つてこれをあらかじめ海  
区といふものを単位にしまして、その  
総合的な利用方法をきめる。それに従

て漁業権として利用いたします内容を  
あらかじめきめておく。こういう規定  
であります。こういうふうにして、あら  
じめ漁場計画といふものをきめまし  
て、それに従つて漁業権の免許をし  
て行く。従つて今度は、自分が個別に  
いう漁業権がほしいと言つて申請す  
るのではなくて、あらかじめきめた  
漁業権の内容に従つて、自分はおの漁  
業権がほしいというふうにして申請し  
たわけでありまして、この漁場計画のき  
め方、これが漁業生産力という点から  
見まして、非常に問題になる点で、こ  
れには十分な資源調査、あるいは漁業  
技術の研究といふものが前提になるわ  
けでございます。これをやらなかつたな  
らば、漁業法案の目的であります漁  
場の総合利用、それによる生産力の  
発展といふことはできないわけで、な  
お今後二年間に、十分技術的な調査研  
究をいたしまして、合理的な漁業権の  
内容をきめて行きたい、こう考えてお  
ります。

第十二條は、漁業権の免許を受け  
ようとする者は知事の免許を受けるわ  
けであります。その場合、知事だけで  
きめるのではなくて、海区漁業調整委  
員会の意見を必ず聞くという規定であ  
ります。従来は知事の一應専断であ  
りまして、そういう民間とは離れた役  
人といふものが免許権を握つていたわ  
けであります。今度は知事だけでき  
めるのではなくて、海区漁業調整委  
員会の意見を聞いてきめるといふやう  
にいたしましたわけでありまして、こ  
の意見の聞き方が問題になるのであ  
ります。意見を聞くといふのは、意見  
を聞いて、単に形式的に諮問機能的に  
意見を聞くといふ聞き方もあります

し、實質的には決定機関のような聞き  
方もあるわけでありまして、この場  
合、漁業の方では農地とは違ひまし  
て、委員会を決定機関にはしなかつた  
わけでありまして、實質上は決定機  
関のように動かして行きたい。法的に  
最後の権限はやはり知事が持つてい  
るわけでありまして、実際の委員会  
の運用方法といたしましては、大体委  
員会の意見に従つて動くようにして  
行きたい、こう考えております。こ  
れは運用方針とからむわけでありま  
す。が、実際問題として、知事が免許  
権を持つておると申しまして、委員  
会の意見と違つた決定はまずできぬ  
わけでありまして、従つて實質上は委員  
会できまるやうになるであらうと考  
えております。大体これからのやう  
な免許の方法と申しますか、そういう  
方向としましては、大体得所といふ  
事務局的に働きまして、いろいろ調  
査をいたしまして、研究をいたして  
おきまして、そういう資料を提供し  
て行く、そういう十分な資料に基  
きまして、委員会が判断をして行く  
というやうに持つて行くべきであ  
らうと考えております。

次の第十三條は、免許をしてはな  
らない場合を列挙したわけでありま  
す。まず第一号は、これはおとに述  
べます。第十四條に規定する適格性  
がない場合、これは免許をいたさな  
いわけでありまして、

る場合には免許をしないという規定  
で、この規定につきまして、何を不当  
な集中と言ふか、いろいろ疑義があ  
るわけでありまして、不当な集中と申  
するのには、単に数がたくさんあつて  
はいないといふやうに、形式的に数  
で計算するのではなくて、経営の合  
理化といふ点からたくさん漁業権を  
持つといふことは当然であります。む  
しろ多角経営をする関係から、いろ  
んな角の漁業権を持つといふことは、  
むしろ推進して行くわけでありま  
す。そういう経営の合理化といふや  
うな合理的な理由もないのに、ただ  
たくさん漁業権を持つといふことを  
押さへよう、こういうわけでありま  
す。これは漁業権の数は限定されて  
おりますし、希望者は多いわけであ  
りますから、それを正当な理由なく  
して、たくさん免許をもらふといふ  
ことは問題があります。で、さうい  
ふ合理的な理由のない不当な集中と  
なる場合には、免許をいたさないとい  
ふやうにいたしましたわけでありま  
す。なお、ついでであります。こ  
れは独占禁止法に言つております。集  
中、あるいは過度経済力集中排除法  
に言つております。集中とは意味が異  
つておきまして、独占禁止法の場合  
には不当取引制限に至るやうな集中  
を言つております。また過度経済力  
集中排除法は、過度に経済力を集中  
して、その力で他の企業を圧迫する  
といふ点から集中を防いでいる。こ  
れはちよつと違ひまして、漁業権の  
数は限定されておる、しかも希望  
者は多いといふ関係から、なるべく  
公平に、みんなに漁業権を免許し  
たい、こういう関係であります。そ  
れと経営の合理化とのからみ合

いで、不当なという表現をわけてあります。

第四号は「漁業調整その他公益上必要があると認める場合」この四号の規定を発動いたしますことは、実際問題としてはそう多くなろうと考えております。これは現行法では、大体これと同じ内容のことを、すでに免許を與えた漁業と相いれずと認める場合には免許をしない、こういうふうな表現をいたしておりますので、免許するかしないか非常にむづかしいのであります。が、今回はそういうふうな漁場の利用関係は、あらかじめ第十一條の漁場計画の事前決定によつてきまつてしましますから、第四号によつて免許しないことはまずあるまいと考えております。大体は、第四号に当るような場合は、あらかじめ漁場計画でもつてきめておるわけであります。それに漏れたような場合を考へて規定いたしましたわけでありす。

次の第五号は、これは前四号とはその趣旨を異にいたしました規定でありまして、私有水面の場合の所有者を保護いたした規定であります。これは大体同様の趣旨の規定が現行法の施行規則に規定してあるのでございます。これは実際問題として、その例はないわけでありまして、内水面で問題になるわけでありまして、免許を受けようとする漁場の敷地が他人の所有に属する場合、あるいは水面が他人の占有にかゝる場合は、その所有者または占有者の同意を得なければならぬという、こういう規定でございます。具体的例で申し上げますと、たとえば灌漑用のため池のようなものであります。灌漑用のため池なんかは、よく水利組合

が持つております。水利組合が持つております場合に、漁業権を設定してくれという場合には、そのため池は公共の用に供する水面であります。従つてその所有者の水利組合の意思を重んじたわけでありす。しかしながら、その所有者または占有者が不当に同意を拒んではならぬということを第四項で規定いたしております。もしも不当に同意を拒んだ場合は、裁判所に訴へまして、同意にせざる判決をもらう。そうして免許をせしめよう。そういうふうになります。

第二項、第三項は、これは所有者または占有者の住所または居所が明らかでない場合は、同意が得られぬわけでありす。その場合には、裁判所の許可をもつて同意にかへることができ、こういう規定であります。この「最高裁判所の定めるところにより」と申しますのは、この場合の裁判所の許可を受けまする手続等を最高裁判所規則で定める、こういうわけでありす。現行法では「裁判所ノ許可ヲ求ムル手續ニ關スル件」という勅令が出ておりますが、今度はそういうことは勅令ではなくて、最高裁判所規則で定めることになりすので、こう表現いたしましたわけでありす。

次の第十四條、これが適格性の規定であります。適格性と申しますのは、免許の最小限度の資格要件、まあそういったものであります。この第十四條は適格性の規定で第十五條から第十九條までで優先順位をきめております。從來はこういう適格性とか、優先順位という規定はありませんで、その判断は実際に免許します場合に知事が判断

して来たわけでありす。が、今度はそうではなくて、法律で基準をきめ、まず最小限度の資格要件を適格性としてきめ、その資格審査を通つた者の間で、それが一番、だれが一番というふうな、法律で順番をきめて、その法定の順番に従つて免許をして行くというふうになつておるわけでありす。その最小限度の資格要件の規定がこの第十四條の規定でありす。これは四つの要件があります。この四つの要件のいずれをも満たさなければ適格性はないわけでありす。これは第一項と第二項以下とは少し性質の違つた規定であります。まず第一項について御説明申し上げます。

この第一項は自営する者の適格性でございます。これはあとの第三十四條におきまして、漁業権は貸付けができませんので、従つて原則として自営する者でなければ免許は受けれないわけでありす。そして先ほど御説明いたしました第八條で「各自漁業を営む権利を有する」と規定されました漁業は、貸付けではなくて協同組合が所管して組合員にやらせるわけでありす。その場合の適格性の規定を第二項以下に規定いたしております。まず自営いたします者の適格性としましては、第一号から第四号までに規定してあります。條項のいずれにも該当しないものであります。いずれかに該当すれば、適格性はなしとされて免許は受けれないわけでありす。この第一号は「漁業に関する法令の悪質な違反者であること」、「漁業に関する法令と申しますのは、漁業法、それから漁業法に基きます各種の漁業取締規則であります。よく御質問があるのであ

ります。が、統制違反、つまり價格違反とか、あるいは配給ルートの違反という統制違反は、この漁業に関する法令ではございせん。従つてこれには当たらないので、もし非常に統制違反がはなはだしいという場合には、前の第十三條の第四号の「漁業調整その他公益上必要であると認める場合」のことに該当いたしまして、免許しない場合もあるわけであります。この十四條の適格性で言つております漁業に関する法令ではありせん。それから、この悪質というところでございす。これは非常に表現があいまいであるといつて、いろいろ疑義があるわけでありす。これはもしこの表現をとりま

すと、漁業に関する法令の違反者であるといふことになるわけでありす。が、そうなりますと、実際問題として現行法のもとでは法規の不備もあつて大体は違反をやつておる、従つてほとんど全部の者が適格性がなくなつてしまつておるわけでありす。かといつて違反をして、その結果刑に処せられたといふことになりす。これは逆に非常に数が少い。しかも運の悪い者がつかまつておるというふうな場合がありまして、事情にそぐわないわけでありす。従つてそういう形式的な違反とか、あるいは違反した結果刑に処せられたというふうな形式的な要件でなくして、實際的に判断して行く。悪質と申しますと、法文ではあまいまいのようでありす。が、實際問題として、社会通念というのがあるわけでありす。大体どのくらい違反したら悪質だ、つまり普通の社会常識では認められぬという場合でありまして、その具体的な判断は社会通念によつて行こう、その社

会通念を表現するものは漁業調整委員会の判断であると考えて、委員会の運営に持つて行こう、こう考へておるわけでありす。

それからこれもよく御質問があるものであります。これは一回悪いことをしたら免許はしないのか、そういう御質問もありす。が、そういうふうな懲罰的な意味ではありせん。これはもしその者に免許したら、今後悪質な違反をするであろうという者には免許をしないというわけでありす。その場合に、漠然とこの者は悪質な違反をするであろうといふことは非常に危険であります。その悪質な違反をするかどうかの判断は過去の実績を求める。過去にかつて非常な悪質なことをしてゐる。その後も改心の情がなく、ずつと悪質を繰り返して今後も続けて行くだろうと思はれる場合には、免許いたさない。かつて一度違反をやつてもその後は法規を守つてゐるという場合には、これには当たらないわけでありす。

次の「労働に関する法令の悪質な違反者であること。」これも大体同様の内容であります。その労働に関する法令と申しますのは、具体的には労働基準法、それから労働基準法は三十トン以下の漁船に適用になるわけでありまして、三十トン以上の漁船になると船員法であります。この労働基準法あるいは船員法、それから労働組合法、大体これがおもなものであらうと思つております。このほか労働関係調整法であります。か、あるいは船員保険法、その他の労働者保護のための保険法、それから職業安定法というふうなものもございす。が、主として漁業

で問題になるのは労働基準法関係、それから労働組合法の第十一條違反、こういうものが問題になるだろうと考えられます。漁業に對する労働法の適用といたしましては、法規自体が近代化的な労働者を対象として書かれてあるという関係で、非常に漁業には形の上では当てはまりにくい点もあるものであります。その実際の内容から申しますと、十分に漁業に適用しても当然な規定であります。その中で漁業で問題になりますのは、実際はそうは多くないので、労働基準法ないし船員法で実際問題になつて来るのは大体二つくらいであらう。その一つは最低保障をつける規定である。全歩合は認められなくて、最低保障は必ずつけなければならぬ。その最低保障をつけるという規定に違反した場合、これが一つであります。もう一つは災害補償、死んだ場合に補償する、あるいは病氣やけがした場合に治療費を出してやる。そういう災害補償の規定がありますが、これに違反した場合、大体この二つであらう。それと労働組合法の第十一條違反、組合運動に熱心であつたから首を切つてしまつた。この三つくらいであらうと思つております。現在ではまだ労働法令も十分認識されておられませんし、特に漁業では徹底を欠いて一般的に行われていないわけでありまして、この法の改正が實際に行われます二年後には、労働法令の内容は十分理解されて行われるであらうといふふうに考へております。

次の第三号は、これは海区委員会の投票の結果、総委員の三分の二以上の委員が漁民の民主化を阻害すると認めたら免許はしない。こういうわけであ

ります。これは一見いたしますと非常に乱暴のように見えるかも知れませんが、實際問題としましては、総委員の三分の二でありまして、出席委員ではございせん。委員が十名でございまして、その三分の二、つまり七名以上が漁民の民主化を阻害すると認め、それほどの圧倒的多数で認めた場合にはやむを得ぬだろう、よほどの場合だろうと考えられるわけでありまして、これは一々投票するわけではなくて、普通は一、二、三を判断して、特にどうもこの人間については問題があるから投票してみようと言われた場合は、投票する。その結果三分の二の圧倒的多数で漁民の民主化を阻害すると認められたら免許はしない、こういうわけでありまして。

次の第四号は、この前の一、二、三号をもぐるものを押える規定であります。適格性のない者が、自分が表面に立つて申請すると、適格性がないからといって免許がもらえない。そこで自分は陰に隠れて、この条件をパスしますものを表面に立てる。その裏で、あるいは共同経営でありますとか、あるいは仕込みでありますとか、そういう関係で實際の経営を支配して行く。そういう場合を捉えようといふわけでありまして、従つてこれは経営の内容を判断しなければならぬので、なか／＼運用はむづかしいわけでありまして。

この四号について見まして、そのいづれかに該当したならば適格性がないとして免許はいたさないわけでありまして、なお適格性は漁業権を持つておる間ずっと保持しなければならぬわけであり、單に免許をもらつただけではあ

りません。もし免許をもらつたあと、たとえば漁業法違反をした、そうして適格者でなくなつた場合には、ただちに免許を取消するということになつております。これは第三十八條第一項であります。適格性を有する者でなくなつたときは免許を取消しなければならぬといふふうにしてあります。取消することができるといふ表現ではあります。現行法の取消し規定は、できるといふ表現であります。これは取消しなければならぬとして、常に適格性を保持して行くようにいたしてあります。適格性の規定は、非常に厳密に書いてあります。實際問題といたしましては、大体は適格性をパスするのではないかと、いふふうにかゝつておられます。従つて適格性をパスし先順位できめて行くことになつております。

それから第二項以下の適格性、これは少し趣旨を異にいたします。これは先ほど申しました通り、共同漁業権とそれからある種の区画漁業権は、協同組合権を持つて組合員にやらせるわけでありまして、そういう漁業権をどういう組合が持つてゐるかという協同組合の適格性を規定したわけでありまして、第二項は区画漁業権についてでありまして、これを要約いたしますと、地元の二以上を含んでおる組合に免許をいたすわけでありまして、地元の協同組合で地元の関係漁民の三分の二以上を含んでおる組合であつたならば適格性があるわけでありまして、その関係漁民と申しますのは何かと申しますと、これは区画漁業権の場合であります。たと

えばのりでありまして、のりの漁業を從來からやつていた漁民、これが関係漁民でございまして、そうして協同組合が持つてゐる区画漁業権といふのは、ひび建養殖業とかき養殖業と内水面の魚類養殖業と、第三種の貝類養殖業を内容とする区画漁業権であります。関係漁民といふのはそれらのおの／＼の漁業をやつておる人間で、但しそのうち内水面の魚類養殖業と第三種区画漁業たる貝類養殖業については、やつていた人間だけではなくして、従事していた者、それから養殖をする人間のみでなくて、それだけの人間、これも関係漁民の中に含めるわけでありまして、これは少し内容がこまかくなりますが、疑義があるかと思ひますから御説明いたします。これは第二項の第一号の括弧の中の説明でございまして、第二項第一号に括弧いたしました「内水面における魚類養殖業云々」と書いてございまして、この意味なのであります。が、この内水面の魚類養殖業とか、あるいは貝類養殖業におきましては、単に種苗を放つてふやすだけの行爲と、それだけの行爲がわかれてゐる場合があるわけでありまして、たとえば貝類養殖であります。貝の種苗をまいて大きくして、大きくした貝を人にとらせるというふうにしてゐる場合があるもので、その場合に、とるだけの漁民も関係漁民の中に数えよう、又労働者を雇つて大規模にやる場合もあるもので、その場合には従事者も関係漁民の中に数えよう、ごういふことであります。ほかのひび建養殖業とかあるいはかき養殖業等ではごういふことはございせんから規定はいたしておりません。それから三分の二以上といふのは

が入っている組合に免許をいたす、こ  
ういうふうにしたわけでは、これは  
本来なれば関係漁民全部網羅してほ  
しいわけでありませう。しかしながら全部  
ということになりますと、協同組合の  
加入脱退自由の原則等もございませう  
で、それと調整をとつて三分の二とし  
たわけなのです。従つて逆に三分の二  
だけで漁業権をもらいますために、故  
意に残りの三分の一の人間を排除する  
という場合も考えられますので、そう  
いうことのないように員外者、つまり  
協同組合員外の者を保護する規定をい  
るのと設けております。これが第三  
項、第四項でございませう。これもこま  
かい規定ではございませうが、一應御説  
明いたしますと、地元地区に百人い  
た。その場合七十人だけで協同組合を  
つくつて漁業権をもらつたという場  
合、残りの三十人はどうするかという  
問題でございませう。この場合に、協同  
組合法の第二十五條の加入拒否の制限  
に関する規定がございまして、正当な  
事由がなければ加入を拒めないとい  
うことになつておりました。それで救  
へるわけでありませうが、地元地区が廣  
くその中に協同組合が二つできたとい  
う場合がございませう。その場合に片方  
の組合だけで三分の二になるので、そ  
こだけで申請して漁業権をもらつてし  
まつたという場合には、残りの三分の  
一は組合は自分も共同で漁業権をもら  
うように申請してくれというように申  
し出でられるというわけでありませう。  
三分の二あるからといって單獨では申  
請はだめだ。残りの三分の一が自分も  
共同で仲間に入れてくれという要求が  
あつたならば、『諸に共同申請しなけ  
ればならぬ』ということで、これが第三

項に規定してございませう。第四項も同  
じような趣旨であります。

それから第六項から第九項までは共  
同漁業権の適格性、どういふ協同組合  
が共同漁業権が持てるかという規定で  
あります。これは考え方は今の区画漁  
業権の場合と同様でありまして、地元  
地区の関係漁民の三分の二以上を含ん  
でいる組合、これが適格性があるわけ  
であります。この場合に関係漁民と申  
しますのが、区画漁業権の場合の関係  
漁民とは少し違つておりました。区画  
漁業権の場合はその漁業を営んでおる  
者であります。共同漁業権の場合の  
関係漁民と申しますのは、一年に三十  
日以上沿岸漁業を営む者であります。

これは第六項の第一号に、「一年に三  
十日以上沿岸漁業を営む者云々」と規  
定してございませう。この共同漁業権と  
申しますのは漁民の固有権である。漁  
民であれば、だれでもやれるものであ  
るというふうな思想からしまして、従  
来だれがやつていたかということとは問  
題にいたさないで、いやくも一年に  
三十日以上沿岸漁業をやつておればよ  
ろしい。こういうふうにしたわけ  
であります。一年に三十日以上とい  
うのは、協同組合員の最小限度の資格と  
同じであります。それからここに関係  
地区という言葉が出て参ります。先ほ  
ど区画漁業権の場合には地元地区とい  
うふうに申しましたが、この地元地区  
と関係地区とは実は内容は同じであり  
ます。ただ片方は区画漁業権で、片方  
は共同漁業権である、その法的な効果  
も若干違ひますので、片方は特に関係  
地区といつて、言葉だけを違へたわけ  
で、内容は同じであります。すなわち  
何が地元地区、ここでは関係地区であ

るかと申しますと、これは從來免許を  
いたします場合には、二つの免許方針  
をとりました。一つは地先主義、もう  
一つは慣行主義でありました。つまり  
現行法では慣行があれば必ず漁業権を  
免許する。まずこうなつております。  
それからもう一つ、専用漁業権は地先  
水面で出願した場合でなければ免許し  
ない。こういう地先主義と二つがあつ  
たわけでありませう。今度の漁業法で  
は、そういう地先主義とか、あるいは  
慣行といふことは言わないで、つまり  
慣行だから当然に免許する。あるいは  
地先だから当然に漁業権をやる。地先で  
なかつたら免許しないというふうな固  
定的、形式的なやり方はやめまして、  
地元地区といふことで、地元地区に  
免許して行く。あるいは地元地区に優  
先的にやらせるといふふうにした  
わけでありませう。この地元と申しま  
すのは何かといふと、法の第十四條の第  
二項の括弧の中でありませうが、「自然  
的及び社会経済的條件により、当該漁  
業の漁場が属すると認められる地区を  
いう。」と非常に抽象的な文句で書い  
てございませうが、自然的と申します  
のは大体地理的といふ意味でありませ  
う。それから、その漁場は地理的に申し  
ましてどこに近い。地理的に申しまし  
ても、何も厳密な意味で最短距離はど  
かというふうな狭い意味ではありませ  
ん。しかしあまり飛び離れたところは  
地元とは言へぬわけでありませう。た  
えば千葉縣の海を従来神奈川の人間が  
使つておつたからといつて、神奈川を  
地元組合とはちよつと言へないわけ  
であります。大体漁場の附近といふ、  
その程度の廣い意味で、地理的にどこ  
に近いかといふことを意味するのであ  
ります。

それから社会経済的條件と申しま  
すのは、これは端的に申しますと、生活  
の依存度といふことであります。つま  
り從來その漁場をどの漁民が使つてお  
つたか、その漁民の状況はどうであ  
つたか、漁民の数はどのくらい、ある  
いはその漁業はどんな漁業があるか  
といふふうな、從來どの漁民が使つて  
おつたか、その漁場の産業構成であ  
りますとか、あるいは漁業の状況であ  
りますとか、漁民の数でありますとか、  
そういうことを総合的に見まし  
て、どの地区の漁民にやらせたら一  
番いいかといふ、生活の依存度とい  
ふことで定めるわけでありませう。従つ  
てあらかじめ漁場計画をきまして、前  
もつて免許いたします漁業権の内容が  
きまるわけでありませう。そのきまつた  
漁業権につきまして、その漁業権を利  
用させるのはどこがいだらうかをき  
める。どこの部落がその漁場に近い  
か、あるいはどこの部落がその生活の依  
存度が高いかといふことを総合的に判  
断して、地元地区をきめて行く。きま  
つたら、その地元地区の三分の二以上  
の関係漁民が入つてゐる組合に免許を  
して行く。こういうわけでありませう。  
よく地元地区のきめ方と協同組合の地  
区の関係はどうなるんだという御質問  
がございませうが、これは形式的に申し  
上げますと、地元地区をどうきめるか  
といふことと、協同組合の現実の地区  
がどこかといふことは、一應は無関係  
でございませう。従つてりくづから申  
しますと、協同組合はただいまはでき  
ておるわけでありませう。そうして新  
しい漁業権の再配分が行われますの  
は、二年後でございませうから、そのと

きはすでに組合ができてゐるというよ  
うになります。そういう場合に、従  
来できておる組合の地区を分割  
して、地元地区をきめるという場合も  
理論的にはあり得るわけでありませ  
う。しかし実際上はそういう組合の地  
区なんかも考え合せて、大体きめて行  
くといふ考えでございませう。こう申し  
まして、これは一應抽象的な御説明  
でございまして、具体的な漁業権につ  
きまして、この地元はどこかといふこ  
とをきめるのはなかなか難問でござ  
います。それは第一次的には調整委員  
会にきめさせて行こうと考えておりま  
す。

それから先ほど区画漁業権の場合で  
御説明いたしました協同組合の員外者  
保護の規定につきましては、区画漁業  
権と同様でございませう。第七項で第  
三項から第五項までの規定を準用いた  
しております。

それからもう一つ員外者保護の規定  
をいたしまして、おれは組合に入らな  
くないという者があつたわけであり  
ませう。新しい協同組合は加入、脱退自由  
でございませうから、むりに入れと言  
へなかつたから、漁業権の内容の漁業もや  
れないといふことは不都合なわけであ  
ります。協同組合といふのは、これ  
は二つの機能を営みますので、一つは  
経済事業——販賣事業、購買事業、信  
用事業、利用事業といふような経済事  
業、それから漁業権を持しまして、こ  
れを管理するといふ仕事があるわけ  
であります。この場合経済事業の点で  
は、おれはこの組合に入るのはいやだ  
と言つたからといつて、漁業権もやら  
せないといふわけには行かないのでご

示をする。たとえば一年に幾日間は組合員外の者であつても、入漁をやらせてやるとか、全面的に入れてやるとか、何らかの形で必要な指示をするように義務づけております。これが第八項の規定でございます。こういうように入加脱退自由の原則をとつている協同組合に漁業権を持たせるといふ關係から、組合に入らない人との關係を調整するために、いろ／＼こまかな規定を書いてあるので、非常に複雑でわかりにくいことと思います。これは組合員以外の者も保護しているものでありますが、それでは組合に入らないでもよいかというと、やはり組合に入つた方がよいわけであります。

第九項、共同漁業権を持たせるのは原則として協同組合だけであります。が、第一種の共同漁業、根つけ、磯つきの漁業を内容とします共同漁業につきましては、市町村も持てるようにしたのでございます。慣行があるから当

次は優先順位の規定であります。これは第十五條から第二十條まででございます。第十六條は定置漁業権の優先順位、第十七條、十八條、十九條は区画漁業権の優先順位、第二十條は共同漁業の優先順位であります。まず十六條業の優先的な規定でありまして、他の條文はこれを準用しております。ら、これについて御説明いたします。

優先順位と申しますのは、法律で順番をきめるわけですが、實際問題としてしましてこれは非常にむずかしいわけであります。全國的に見まして、いろ／＼事情を異にしておりますから、抽象的に一律の基準を設けるのはむりがあるので、そういう所は委員会の御判断で具体的にきめて行くようにいたしております。第十六條は、長くは、技術的な規定も入つておりまして、わかりにくいと思いますが、これを結論的に申しますと、定置漁業権の順番は三つのグループにわかれる。第一順

と競合することは、實際問題としてはないと思います。これは適用になりやすいような地区もごくまれな場合しか予想したいしておりません。

この協同組合を優先させたについていろいろ各地から意見が述べられておりますが、なぜ協同組合を優先させたのかと申しますと、大体漁場は沿岸漁民の総有であるというのを基本觀念にとつております。その場合に、総有漁場の利益というものを沿岸漁民全部に帰属せしめる形としては協同組合自営という形であるという觀點が第一であります。もう一つ今後の漁業の経営形態はますますでございますが、今後漁業経営はますます逼迫したて行くであろう。個別の経営では非常に困難である。沿岸漁業というものは個別経営ではなく、全村的な共同経営にならざるを得ないものではないか。そういう経営形態の見通しを考へまして、協同組合自営ということを正面に立てたわけでございま

て協同組合自営というものが、できるわけであります。この自営の要件といひましては、漁業を営める場合の要件を協同組合法の第十七條に規定してございます。この組合法に規定してあります第十七條の要件を満たしておりますことが一つで、もう一つは地元の漁民を原則として全部網羅していることであります。組合自営を優先させる趣旨が漁場の總有に基くという趣旨からいたしまして、関係漁民が全部網羅されていることが要件でございます。この関係漁民を原則として全部網羅するというのを、法文では「地元地区内に住所を有する漁民の屬する世帯の数の七割以上であること。」と表現しております。そして組合法の十七條の組合自営の要件を、この漁業法の二條に合せて改正いたしております。これは施行法の第二十條で「水産業協同組合法の一部を次のように改正する」第十七條第一項を次のように改め

響く大問題でございますから、單に総会の議決というだけでなく、三分の二以上の書面による同意ということを要件にしたわけであります。この組合自営の三つの要件と、さらに地元漁民を原則として全部網羅しているということ、この四つを合せました場合に優先的に免許するわけであります。それから形式上は協同組合自営でありませんでも、内容が組合自営と同じである場合は免許いたすというわけであります。これが第九項の後段で「又は」以下に規定しておるのでございます。これは法文では「又は地元地区内に住所を有する漁民によつて構成される法人であつて」といつて、何か会社を予想しているのかというふうに興味がとれるかもしれませんが、実はこの法人と申しますのは、一番最後の第十六項で、「法人以外の社團は、前十五項の規定の適用に關しては、法人とみなす。」と

規定してございます、つまり優先順位  
の條文で法人と書いてございませう  
は、実は法人以外の社団、つまり大網  
組合といつたような任意組合を意味し  
ておるのであります。それを法人と一  
應規定いたしましたのは実は立法技術  
でございませう。そこで、そういうよ  
うな大網組合という任意組合であ  
つても、内容が組合自営と同一であ  
ればかまわないわけでありませう。こ  
れは組合自営でありませう、いろいろ  
がめんどろな点もある。特に協同組合  
といふのは、個人単位、個人加入で  
ございませう。ところがその自営を認  
めた沿岸漁場は沿岸漁民の総有であ  
るから、その漁利は沿岸漁民に帰属せ  
めるといふ思想からいたしますと、個  
人単位でなくて世帯単位になるべき  
わけでありませう。つまり一戸に二  
人は三人いるから、二戸持つとか三  
戸持つというわけではなく、一戸何人  
おつても一口一つというわけであり  
ませう。その点が個人単位の組合と  
違ひまして、別に大網組合といふもの  
をつくる必要を認めたわけでありま  
す。しかし、これによつて組合に對する  
ような厳密な監督を脱法的にのがれる  
といふことはやらないように考へて  
おります。これが組合自営の要件であ  
ります。

ある者であるといふこの要件が生産組  
合にはございませう。これは特に優先  
的に免許いたします生産組合であり  
ますから、普通の生産組合の要件以上  
に要件を加へたわけでありませう。  
だから全然関係ない漁民が生産組合  
をつくつて、おれに定置を免許してく  
れと言つてもそれはだめで、今までその漁  
業をやつていた、あるいは網子として乗  
つていたという経験がなければだめだ  
といふわけでありませう。この生産組合  
を優先させます理由は、協同組合優先  
の理由とは違ふ趣旨でございませう。こ  
れは先ほど申しましたように、協同組合  
を優先させた理由は漁場の總有觀念で  
ございませうが、これはそうではなく  
て、その漁業に従事する人間の観点に  
立ちまして、資本も平等に出し合ひ、  
労働力も同じに出し合ひという眞の共  
同經營、そういう形態が望ましいから  
優先的に扱う、こういう思想でござい  
ます。その網の關係では、全部が資本  
も平等に出し合ひ。また資本を出さ  
ないで資本家的存在でなく、労働も一  
緒に出し合ひ。もちろんこの労働とい  
ふのは、現実に沖に行くだけではなく  
て、經營事務、資材の購入販賣といふ  
含むわけでありませう。それから生産組  
合を第二順位にするといつても、第八  
項で北海道においては適用いたさない  
といふことにいたしてあります。これ  
は北海道では、定置の労働者というの  
は、地元の漁民ではなくて、むしろ出  
かせぎ漁夫というわけで、生産組合を  
つくる実体的な基礎がない。しかもこ  
の形を、あるいは加工業者であるとか、  
あるいはまた問屋であるとか、むしろ  
商業資本等によつて利用される危険  
性の方が大きいといふ点から考へまし

て、北海道では適用を排除いたしたわ  
けであります。だから北海道では生産  
組合がいけないといふつもりではない  
のであつて、もしも北海道でもこうい  
うほんとうに望ましい生産組合の實體  
ができたならば、もちろん免許いたし  
ていいわけでありませう。これはあとで  
御説明いたします同順位者間の勘案  
條件といふ点を見ましてもわかりませ  
う。に、そういう生産組合的な經營は  
優先的に扱うことになつておるわけ  
であります。ただ法律上絶対的に優先  
させることはやめたわけでありませう。  
次の第三順位の通常の經營体、これ  
が第一項から第五項までに規定して  
ございませう。この通常の經營体の間  
では、三つの観点から順番をつけてお  
ります。まず第一が今まで漁業に關係  
してどうか、漁業をやつていたか、  
あるいは漁業に従事していたという者  
とそれ以外の者、これから新しく漁  
業をやろうという人間、この二つのグ  
ループがあるわけでありませう。そう  
いうふうに従来の漁業關係者と、それ  
から新しく漁業をやろうという人間と  
この二つのグループにわけまして、こ  
の二つのグループの間では、さらに優先  
順位をきめるために経験を見るのであ  
ります。これが第二項であります。前  
項の規定により同順位である者相互間  
の優先順位は、左の順序による。」と  
いたしまして、この二つのグループの  
間では経験を見て行く。その経験には  
三つあるわけで、一つは同種の漁業の  
経験、次が沿岸漁業の経験、第三がそ  
れ以外のものの経験者、こういうふう  
に三つのグループにわけける。それで  
なおかつ同順位がございませうから、そ

の場合にはその経験がどの海区で経  
験があつたかといふ点でわけまして、  
その申請いたしました漁場のある海区  
で経験ある者は、他の海区の経験者よ  
りも優先的に扱うといふふうにいたし  
てあります。このように今まで漁業を  
やつていた者であるかどうかといふ点  
で二つのグループにわけ、さらに経験  
によつて三つのグループにわけ、さら  
にその海区の経験といふことによつて  
二つのグループにわけける。こういう  
ふうに順番をつけてあります。経験と申  
しますのは、これは過去十箇年におい  
てその漁業をやつていたか、あるいは  
その漁業に従事していたことを言うわ  
けであります。十箇年間連続でずつとや  
るといふわけではなくて、その間やつ  
ておればかまわないわけでありませう。  
従つてもつともらしい優先順位と申し  
すけれども、實際問題といたしまして  
は、大体みんな同順位になつて來ると  
いふ場合が多からうと思ふわけであ  
ります。その場合にはこの第五項で第一  
号から第六号までに勘案項目が書いて  
ございませうが、この勘案項目を総合  
的に判断してきめるといふふうになつ  
ております。

その勘案項目は、第一は労働條件、  
もちろん労働條件のいい方がいいわけ  
であります。第一が労働條件、第二  
はなるべくその地元の漁民を労働者と  
して使つてやれ、こういうのでござい  
ます。第三は、なるべくなら地元の資  
本をたくさん集めてやれ、よその資本  
でなくて、地元の資本で、なるべくた  
くさんの地元の漁民をその經營に參加  
させよ、こういうのでございませう。第  
四は、経験の程度とか、資本とか、あ  
るいは技術とか、そういう經營能力で  
ございませう。これは経験と申しまし  
ても、今申しました経験では、たいい  
だれもあるような経験で、その中でさ  
らにどの程度の経験があるかといふ  
うな、經營能力の点を一ツ判断項目に  
あけて見るわけでありませう。第五とい  
はまして、その漁業への依存度で  
ございませう。そのほかにもいろいろ  
をやつており、あえて定置をやらなく  
てもいいという者は免許をあたへられ  
ないで、どうしても定置でなければや  
つていけないという者に免許して行く、  
こういう考え方でありませう。次に第六  
といはしまして、漁場を利用いたしま  
す場合には、どうしても他の漁業とぶ  
つかつておられます。たとえば定置  
を張つておられますと小釣りと衝突す  
る、あるいは刺網とぶつかるといふ  
うに、他の漁業と必ず影響があるわけ  
であります。その場合に、自分だけ我  
を張つて他の漁業のじやまをする。小  
釣りはやめてほしいといふ、あるいは刺  
網はやめてほしいといふこととなく、  
なるべく協調し合つて水面を総合的に  
利用して行く。そういうふうな態度が  
望ましいわけでありまして、そういう  
他の漁業との協調、その他水面の総合  
的利用に關する配慮の程度、これを判  
断いたすわけでありませう。大体こうい  
う六つの條件をいろいろ総合的に見ま  
して、だれに免許するかをきめて行く  
わけでありませう。これが定置の優先順  
位の規定であります。

そして優先順位の見方につきまし  
て、第十二項から第十六項まででこま  
かな技術的な規定を設けてあります。  
優先順位のきめ方の規定であります。  
これは非常に手がこんでおるわけであ

ない。たとえば従来の経験者でもつて会社をつくつたという場合には、その会社自体としては経験がないわけであります。しかしそれを内容的に見ますと、その会社の構成員は経験のある漁民であるという場合には、その会社は経験者と見よう、こういう規定なのであります。つまり法人自体としては優先順位が悪くても、構成員に割つてみた場合に、優先順位は上の方にあると

大体の條文の体裁、内容も、定置漁業權

に關係していたかどうかという点が一

解願したいと思います。

かという二つの項目を加える。それに

ついでには法人の場合には條文の読み方に少し注意を要する点がある。大体この御了解を願いたいと思います。

次の十八條は協同組合が管理できる漁業権、及び建築業、かき養殖業、内水面の魚類養殖業、貝類養殖業を内容とする区画漁業権の優先順位であります。これは先ほど御説明いたしました適格性のある協同組合が第一順位でございまして、もしもそういう適格性のある協同組合が出願しなかつた場合にはどうなるかというのが、第十八條の二項でございまして、これは準用しておりますからちよつと読みにくいと思いますが、適格性のある協同組合が出願した場合が第一順位である。もしそれが出願しなかつた場合には定置の優先順位の場合の漁民団体優先の規定を適用いたしまして、組合自営が一番、生産組合が二番、その他の経営が三番、そしてその他の経営の間の順番は、定置の優先順位ではなくて第十七條の普通の区画漁業権の優先順位を使う、こういうふうになります。

次に眞珠養殖業を内容とする漁業権の優先順位であります。これは漁民団体優先の規定は置いておりません。従つて通常の経営体相互間の優先順位の規定であります。それは、考え方は大体定置の優先順位と同じであります。特に経験に重点を置いております。従つて今まで漁業に關係があつたかどうかという二つのクラスにわけ、その間では眞珠の養殖の経験があるかどうかで優先順位をきめるわけでありまして、それから第三項の読み方がちよつとほかと違つておりますから御注意を願います。第三項では「第

一項及び前項第二号の規定により同順位である者相互間の優先順位は、一と二とに規定いたしまして、ほかの場合のように前項の規定により云々とはいつておりません。前項第二号といふのは、眞珠の養殖に経験のない者であります。経験のない者の間では地元に住所がある者が住所がない者に優先する、こういうふうになります。従つて眞珠の養殖に経験のある者は住所の有無を問はず第一順位である。眞珠の養殖に経験のない者の間では、地元の方が優先し、地元外の者が順位は落ちる、こういうふうになるわけでありまして、勘案項目も大体定置の場合と同じであります。これも眞珠という漁撈技術の特殊性にかんがみまして、多少字句の表現をかえておる程度であります。その他條文の読み方はいづれも定置の場合を準用いたしておりますから省略いたします。

第二十條は共同漁業権の優先順位であります。これは共同漁業権につきましては、第二種共同漁業から第五種共同漁業までは協同組合しか持てませんから、優先順位ということは起り得ないわけでありまして、ただ第一種共同漁業につきましては、特例的に慣行によつて市町村にも適格性を認めておりますから、その点の優先順位を規定したわけでありまして、第二十條によりまして第一号の「第十四條第六項の規定により適格性を有する者、」つまり協同組合が、第二号の「同條第九項の規定により適格性を有する者、」つまり市町村よりも優先する、こういうわけでありまして、以上で優先順位の御説明を終わります。

第二十一條以降は漁業権の内容であります。

まず存続期間であります。これは現行の漁業権の存続期間よりも大幅に縮めております。一つ、もう一つは更新制度を認めておりません。これは従来の漁業権では二十年以内となつておりました。しかも更新制を認めておりましたので、一旦免許いたしました、ずつと続くわけでありまして、ところがその間に漁況は違つて参ります。漁法も進歩する。それからまた免許を受ける方の漁民の状態も違つて来ます。そういう場合に、免許をいたします基盤がずつとかわるわけでありまして、にもかかわらず一旦免許すると固定する、そういう弊を除きますために、期間を短かく限つて、原則として五年、共同漁業権だけは十年、しかも区画漁業権を除いてそれ以外の漁業権については更新制度を認めない、新規免許として新しく免許し直す、こういうふうにしたしております。大体五年目を単位として一度漁場整理をや、漁業計画をたて直して、新しく免許を直して行く、こういうわけでありまして、これは免許を受けます人間の主観的な考え方からいたしまして、あるいは不安感を抱かれるものもございまして、おぼつかないと思つておりますが、実際問題としましては、まともに経営しておれば次に免許が行かぬということはずなわけでありまして、従つて主観的な不安は客観的にはその理由はない。しかも漁場の利用法も、それからだれが免許を受けるかも固定されては困る。そういう固定の弊を防ぐために、短かい免許期間、それから更新制度の廃止、こういうふうにしたわけでありまして、なおこれからは、従来のように知事の判断で、二十年以内として十年、

五年といつた短期免許をすることは、今度はできないわけ、必ず五年あるいは十年というようにいたして、ただ漁業調整上必要限度に限つて期間を短かくできるということにいたしてあります。この「漁業調整のため必要限度」といふのは、たとえば免許してから五年間が一期間でありまして、その間、途中で免許することが例外的にあり得るわけでありまして、その場合にはその存続期間の終期を一般に合せる必要がありまして、短期免許する、こういう場合を考へておるわけでありまして、なお五年と申しますのは、大体漁業権の賃貸期間等から判断いたしまして、一経営期間としての最小限度は満たして、しかも固定もしないといふようなところをねらつておるわけでありまして。

次に区画漁業権だけ更新制度を認めました理由は、区画漁業権につきましては、実際問題として大体協同組合が持つわけであり、優先順位もその定置ほどのウェイトはないわけでありまして、しかも多少固定的な施設もするわけでありまして、更新制度をこれに限つて認めたわけでありまして、なおこまかいことではあります。延長することができる」といつて、「延長」という字句を使つておりますが、内容は従来の「更新」であります。従来の「更新」という字句は、大審院判例では、更新は新免許なり、といつてゐるので是非常に都合が悪かつたので、今度は前の免許の延長という法的根拠をはつきりさせて、「延長」という字句を使つたわけでありまして。

第二十二條の漁業権の分割又は変更、これは現行法と同じであります。

第二十三條で漁業権の法律的性質を規定いたしたわけでありまして、そして同條の第二項から第二十八條までで漁業権の譲渡性並びに担保性の制限について規定いたしております。

まず第二十三條の第一項で「漁業権は、物権とみなし、土地に關する規定を準用する。」これは現行法と同じであります。従つて一應物権であつて、第三者に対して物権的請求権を有する。もしも漁業権を侵害したならば、漁業権侵害であるといつて妨害排除を請求できる、このように物権として保護いたしております。しかしながらこの物権という性質は、通常の場合の私有財産権と同じではないのでありまして、多分に公的な性格を帯びておるわけでありまして。申しますのは、漁業権といふのは、ある漁法で漁場を使う場合に、その漁法を第三者の侵害から護りますために、特に物権的な保護を認めたわけでありまして、ところが大体水面といふものは、総合的に利用するので他の漁業者と影響し合ふ。それが通常の土地のように物権性を振りまわされては、水面の総合利用ができないという点で、その効力にある程度の制限をつけております。それからまた、今度は適格性とか優先順位とかいふ、最も漁場をうまく使つてくれると認められるものに免許したため、に、免許を受けた人が、本人の自分勝手で漁業権を賣つたり買つたりすることとは認めない。つまり譲渡性、担保性を制限いたしてゐる、このように公的な制約を加えております。その公的な制約は大別いたしますと行使方法に対する制約、つまり漁業権者であつても、

自分かつてに恣意的には使えないという行使方法の制約と、それから譲渡性、担保性の制約、大体この二つに大別されるわけであります。このほかに取消し事由が従来より廣く認められるというような点もございしますが、大別しますと行使方法に対する制約と、譲渡性の制約と二つになつておる。そのうち行使方法に対する制約につきましても、あとで説明いたしますが、まず譲渡性の制約についてここで御説明いたします。これは第二項から第二十八條までにすつと規定してあるわけでありますが、これも漁業権の種類によつて、いろいろ譲渡性、担保性をかえて行く。しかも同じ漁業権であつても、その漁業権をだれが持つてゐるか、つまり協同組合が持つてゐるか、あるいは個人が持つてゐるかでさらにかえて行く。場合によつては、譲渡性は認められないが担保性は認めるといふように、非常に複雑になつておりました。條文は煩瑣でございますので、お読みにくいと思いますが、これもあとで一覽表にいたしまして、この漁業権は譲渡性はある、担保性はないといふふうに一覽表で一應お配りしたいと思ひます。内容を結論から申し上げますと、まず共同漁業権は譲渡性も担保性もない、つまり共同漁業権は買賣してもいけないし、担保に入れることもできない。それから区画漁業権は二つにわかれまして、協同組合の管理できる漁業権と、協同組合に管理権の認められない区画漁業権の二つになります。このうち協同組合の有する漁業権、これは先ほど申しましたひび建養殖業、かき養殖業、内水面における魚類養殖業または第三種区画漁業たる貝類養殖業または第三種区画漁業たる貝類養殖業を内容とする区画漁業権でありまして、この協同組合に管理権と認められる区画漁業権と同じように扱ひまして、譲渡性も担保性もない。それから協同組合に管理権の認められない区画漁業権——眞珠養殖業を内容とするものでありますとか、あるいは海の第二種区画漁業でありますとか、こういうものは譲渡性も担保性も認められる、こういうふうになつております。なおこまかいことではあります。協同組合に管理権の認められる区画漁業権でありまして、場合によつては協同組合が持つ場合と、個人が持つ場合と両方あるわけでありまして、その場合に、個人が持つた場合には協同組合に管理権の認められない区画漁業権と同じ扱いをして、譲渡性も担保性も認める。協同組合が持つ場合には譲渡性も担保性も認めないで、共同漁業権と同じ扱いをするといふようにいたしておりました。それから定置漁業権は譲渡性はないが、担保性はあるといふようにいたしておりました。そういう内容をこの第二十三條の第二項から第二十八條までで規定したわけでありまして、

まず第二項は担保性の制限であります。この内容では、定置漁業権と協同組合に管理権の認められない区画漁業権については、抵当権の規定を適用する。それ以外の質権、先取特権の規定は適用しない。それから協同組合に管理権の認められる区画漁業権と、共同漁業権は抵当権も認めない。質権、先取特権は勿論認めない。つまり担保権は一切認めないといふわけでありまして、第二十四條は抵当権の設定し得る場合を受けまして、定置漁業権と区画漁業権に抵当権を設定した場合の、抵当権の効力の及ぶ目的物の範囲に関する規定であります。これは現行法と同じであります。第二項は定置漁業権に抵当権を設定する場合には、知事の認可を要する、こういう規定であります。これは定置漁業権は譲渡性は認めないわけでありまして、つまり買賣はできない。にもかからず担保には入れるわけでありまして、場合によつては脱法的に担保に入れることが考えられるわけでありまして、それを防ぐために担保に入れる場合は知事の認可制をしたわけでありまして、

第二十五條は非常にこまかな技術的な規定であります。先ほど申しましたように、協同組合に管理権の認められる区画漁業権は、その保有主体が協同組合であるか、あるいは個人であるかで取扱いを異にしておるわけでありまして、個人が持つ場合には担保権は設定できないが、協同組合が持つ場合には担保権は設定できないことになつておりますために、現在個人が持つていて担保権を設定している、それを協同組合に移した場合に、担保権は設定できないわけでありまして、担保権は消えるわけでありまして、そこで担保権者を保護する規定が必要になるといふので、第二十五條の規定を設けたわけでありまして、實際問題としてはあまり例はなからうと思ひます。

第二十六條は、区画漁業権を移轉する場合に、知事の認可を受けようといふ規定であります。なおここでちよつと御注意願ひたいのですが、この区画漁業権という言葉は、ただむき出しで区画漁業権と使つてありますが、実は第二十三條第二項で、「区画漁業権（ひび建養殖業、かき養殖業、内水面における魚類養殖業又は第三種区画漁業たる貝類養殖業を内容とする区画漁業権であつて、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会の有するものを除く。第二十四條から第二十八條までにおいて同じ）」といふふうになつておりまして、区画漁業権とむき出しになつておりまして、実はひび建養殖業以下の協同組合の管理できる漁業権であつて、しかも現に協同組合が持つてゐるものを除いた以外のものでありますから、その点御注意を願ひます。そういう協同組合が管理できる漁業権であつて、しかも現に協同組合が持つてゐる以外のもの、逆に言ひますと、協同組合に管理権の認められない区画漁業権と、協同組合の管理権は認められるが、現在個人が持つてゐる区画漁業権は移轉できるが、移轉する場合には知事の認可を得ないといふわけでありまして、しかも認可せられる相手方は適格性を有する者に限られるわけでありまして、適格性を有する者以外の者に移轉する場合には、その移轉は認可いたしません。従つて移轉は認められけれども、適格性という免許の最小限度の資格要件が必要である。こういう趣旨であります。

第二十七條は、それ以外の、つまり協同組合に管理権の認められる区画漁業権であつて、現に協同組合が持つてゐるもの、そういう区画漁業権を除いた一般の区画漁業権の規定は第二十六條で、それ以外の漁業権についての移轉の制限の規定が第二十七條、これは移轉はできない。従つて定置漁業権、共同漁業権及び協同組合に管理権が認められて、しかも現に協同組合が持つてゐる区画漁業権、この三つは移轉ができない、こういうわけでありまして、但し定置につきましては、担保権を設定することは認められたわけでありまして、この担保権の実行によつて移轉する場合に担保はよろしい、こういうわけでありまして、

それから第二十八條と申しますのは、これもちよつとおわかりにくいと思いますが、この第二十八條は、第三十八條の第一項と合せて読むわけでありまして、第三十八條第一項によりまして、漁業権者が適格性がなくなつたら取消さなければならぬわけでありまして、そこで漁業権者が死んでそのむすこが相続したという場合に、死んだ父親は適格性があつたけれども、むすこは適格性がなかつたという場合には、ただちに漁業権を取消さなければならぬわけでありまして、それでは相続といふことに対して少し酷でありますから、多少猶予期間をおいて、相続で漁業権を取得した者は、二箇月以内に知事に届け出る。知事はその間にその者は適格性があるかどうか調べて、適格性があればよろしい、なかつた場合には一定の期間内に他の者に譲渡するといふ通知をするわけでありまして、その譲渡をするまでは取消し規定を發動しない。もしその一定期間内に譲渡しなかつたら取消し規定を發動して取消す、こういうふうにするのが第二十八條の規定であります。従つて相続によつて取得した人間が適格性がない場合には、他の者に譲渡することを認める必要がありまして、第二十八條の第二項の譲渡の場合はこの限りでな

い、つまり移轉してもよろしい、こういうふうにしたわけであります。どうも規定が少し複雑で入り組んでおりますから、一覽表を後にお手もとにお配りいたします。以上が漁業権の譲渡性及び担保性の制限に関する規定であります。

○石原委員長 本日はこの程度でとどめたいと思います。明日は定刻より出席委員が少数でも始めますから、さよう御承知を願います。

本日はこの程度で散会いたします。

午後四時二分散会